

## 市民福祉委員会記録

### ○開催日時

平成26年9月29日 午前9時59分～午後2時46分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長	江口 是彦	委員	井上 勝博
副委員長	中島 由美子	委員	新原 春二
委員	瀬尾 和敬	委員	今塩屋 裕一
委員	永山 伸一		

---

### ○説明のための出席者

監査委員	桑原 道男	主幹兼予防グループ長	小田原 謙一
監査委員	小田原 勇次郎	主幹兼健康企画グループ長	越路 三保子
		主幹兼健康増進第2グループ長	常盤 美幸
市民福祉部長	春田 修一	保険年金課長	中村 真
市民課長	榊 順一	主幹兼高齢者医療グループ長	山元 茂
環境課長	内田 泰二		
課長代理	橋口 堅	税務課長	山口 秀昭
川内クリーンセンター所長	若松 幸記	収納課長	枇杷 繁
市民健康課長	宍野 克己		

---

### ○事務局職員

議会事務局長	田上 正洋	議事グループ員	柳 裕子
主幹	久米 道秋		

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第94号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第94号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	市 民 課
議案第94号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第106号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算)	市 民 健 康 課
議案第94号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第105号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算) 議案第108号 決算の認定について (平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	保 険 年 金 課 ( 市 民 健 康 課 ) ( 税 務 課 ) ( 収 納 課 )

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付しております審査日程により審査を進めることとし、本日は、おおむね保険年金課まで審査を行い、あす30日は、障害・社会福祉課から子育て支援課までを審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日から審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑される場合は、決算と関連した形で質問して下さるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくをお願いします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可したいと思います。

△議案第94号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計歳入歳出決算

○委員長（江口是彦）それでは、議案第94号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）まず、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

初めに、決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さん、おはようございます。あすまでの2日間でございますが、平成25年度決算審査につきましては、よろしく御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、環境課の概要説明の前に、市民福祉部全体の決算の状況について、ちょっと資料は準備し

てございませんが、御説明させていただきたいと思っております。

市民福祉部所管の平成25年度の歳出決算額につきましては、一般会計で185億8,783万6,964円でございます。予算に対する執行率は95.8%になっております。

なお、平成26年度への繰越明許費は、子育て支援課の安心子ども基金施設整備事業のほか全7件、4億1,360万1,000円となっております。平成26年度への繰り越しを除きますと、執行率は97.9%という形になっております。

また、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計のほか4特別会計の合計の歳出決算額としまして237億1,370万7,037円でございます。執行率94.9%となっているところでございます。

一般会計、特別会計を合わせた市民福祉部の歳出決算額は、総額は423億154万4,001円ということでございまして、執行率95.3%となっているところでございます。これも、繰越明許費を除きますと96.2%となるところでございます。

簡単でございますが、以上が市民福祉部全体の決算の概要でございます。

引き続き、環境課及び川内クリーンセンターの決算の概要について御説明させていただきます。

まず、環境課の主要施策の成果につきましては、決算附属書に基づき概要を御説明させていただきたいと思います。

決算附属書の48ページからになります。まず、1の環境保全対策の推進では、平成27年度からの環境基本計画等に係ります環境審議会の開催、ウミガメの保護対策及び蘭牟田池の環境保全及び風力発電事業を目的とした林道整備事業、並びに花いっぱいまちづくり推進事業を実施しているところでございます。

なお、蘭牟田池につきましては、濁水によりまして、平成23年度には45頭のベッコウトンボでございましたが、平成25年度は2,815頭というような形で、回復している状況でございます。

次に、49ページでございます。2の公害対策の推進につきましては、32河川の水質検査、市内3事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動やダイオキシン類の測定調査を実施したところでございます。

50ページになります。3のごみの適正な処理では、廃棄物の排出抑制や、114人の環境美化推進員との連携によります、ごみの不法投棄、環境美化対策を実施したところでございます。

4のリサイクルの推進では、一般家庭ごみの適正な収集運搬の実施、及びリサイクル推進員717名によります、ごみ減量再資源化等の推進を行ったところでございます。

51ページの5、ごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場及び甌島地域の3クリーンセンターの適正な維持管理に努めたところでございます。甌島のクリーンセンターにおきましては、7月で運転を休止し、川内クリーンセンターに搬出、本年度になりましてからは完全委託を実施しておりまして、職員、嘱託員の減をいたしているところでございます。

52ページになります。6の衛生災害対策の推進では、共同墓地の災害復旧対策2件を行ったところでございます。

7の狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録の啓発や予防注射率の向上に努めたところでございます。

53ページになります。し尿処理施設の適正な維持管理では、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を行ったところでございます。

54ページの汚泥再生処理センター施設の整備では、平成24年から供用開始しております、川内汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行うとともに、旧施設の解体工事及び進入路整備をいたしております。

なお、昨年度、決算時に御指摘のございました特別目的会社の管理体制につきましては、モニタリングチームの新設、法令教育の計画的実施、環境課に設置してあるモニターの改善等を行いながら、適正な維持管理を行っているところでございまして、平成25年度につきましては、順調な形で進んでいるところでございます。

次に、10の葬斎場・市営墓地の管理では、4箇所市の葬斎場及び8箇所の市営墓地の適正な維持管理を行ってきたところでございます。

引き続き、川内クリーンセンターの主要施策の成果について、決算附属書に基づき御説明をさせていただきますと思います。

附属書の56ページお聞きいただきたいと思っております。川内クリーンセンターでは、可燃ごみ、不

燃ごみ、粗大ごみの処理を進め、資源ごみにつきましては、減容処理を行ってきているところでございます。

その処理数については、説明書の記載のとおりでございますが、ごみ搬入量については、平成24年度と比較し、250トン程度増加しているところでございますが、これは平成25年4月から入来・祁答院を、そして7月から甌地域の搬入を開始したことによるものでございまして、これを除きますと減少している状況でございます。

また、施設につきましては、計画的な維持補修を行いながら、ごみ減量化を啓発するため、小中学校やあるいは地区コミ45件の研修視察も、受け入れたところでございます。

以上、環境課及び川内クリーンセンターの主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、環境課長及び川内クリーンセンター所長が御説明させていただきたいと思っております。

**○委員長（江口是彦）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について当局に補足説明を求めます。

**○環境課長（内田泰二）**環境課でございます。

それでは、初めに歳出につきまして説明をさせていただきます。

決算書の119ページをお開きください。3款5項1目災害救助費のうち環境課分に、報償費、使用料及び賃借料、それと扶助費がございますけれども、該当する災害事案がなかったため、未執行となっております。

次に、123ページをお開きください。4款1項4目予防費のうち、環境課分の執行済み額は103万1,300円で、125ページ、備考欄の狂犬病予防事務費は、畜犬管理システム保守管理業務委託が主なものでございます。

同じく125ページの下段になります。8目環境衛生費の執行済み額は2億844万6,985円で、備考欄の環境総務一般管理費は、環境基本計画（第2期）策定支援業務委託ほか3件や、衛生自治団体連合会運営補助金等でございます。

127ページの備考欄の環境保全対策費は、蘭牟田池環境調査業務委託ほか4件、地球温暖化対策費は、エネルギー管理システム使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は、峰山地区コミュニティ協議会シンボル花壇設置工事ほか4件と、快

適環境づくり補助金等でございます。

50万円以上の不用額でございますけれども、委託料の95万6,100円は、藺牟田池環境調査業務調査委託費等の執行残の積み上げでございます。

負担金補助及び交付金の130万5,300円は、快適環境づくり補助金の執行額でございます。

同じページ、127ページの9目公害対策費の執行済み額は577万5,000円で、環境測定調査業務委託ほか2件分でございます。

需用費と役務費につきましては、それぞれ対応すべき苦情がなかったため、未執行となっております。

同じく127ページの10目葬斎費の執行済み額は6,564万8,605円で、備考欄の市営墓地管理費は、川内芸ノ尾第1墓地のり面補強工事、葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか3件が主なものでございます。

129ページの2項1目清掃総務費の執行済み額は314万5,454円で、備考欄清掃総務一般管理費は、し尿収集手数料調整助成金ほか1件が主なものです。

未執行の旅費1,000円は、汚泥再生処理センター運営協議会の開催に当たり、民間送迎バスを利用したため、出会旅費が不要となったものでございます。

同じく129ページの2目廃棄物処理費の執行済み額は、3,552万9,759円で、備考欄、一般廃棄物処理費は、平成24年度からの繰越明許費分で、大型じんかい車両2台分の購入費でございます。

同じく129ページの3目クリーンセンター費の執行済み額は605万5,000円で、クリーンセンター施設整備費は、平成24年度からの繰越明許費分で、上甌一般廃棄物積みかえ施設建設工事ほか1件分でございます。

同じく129ページの下段、5目ごみ処理費のうち、環境課分の執行済み額は8,111万627円で、備考欄、不法投棄対策費のほか、環境美化推進事業費は、環境美化推進委員の謝金、一般廃棄物処理費のうち環境課分は、公設ごみステーション分別指導等業務委託ほか2件でございます。

131ページの資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報奨金とごみ減量再資源化補助金、同じページの下段、甌島クリーンセンター管理費

は、下甌クリーンセンター受電設備改修工事ほか11件分でございます。

133ページの最終処分場管理費のうち環境課分は、川内木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託ほか10件が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、11節需用費のうち環境課分の161万698円は、島外搬出大型パッカー車燃料費や最終処分場水処理施設薬剤購入費の執行残の積み上げでございます。

12節役務費のうち環境課分の248万7,374円は、島外搬出大型パッカー車のフェリー運賃費の執行残が主なものです。

19節負担金補助及び交付金の214万3,167円は、ごみ減量再資源化生ごみ処理機購入、使用済み自動車海上輸送費の補助金の執行残の積み上げでございます。

同じく133ページの6目し尿処理費の執行済み額は3億2,827万6,701円で、備考欄上甌投入施設管理費は、中甌中の浄化センターし尿処理投下下水道使用料、下甌環境センター管理費は、同センターの繊維除去装置ほか修繕工事5件、同センター運転管理業務委託ほか4件、汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の整備運営事業に関する維持管理費運営委託ほか1件、汚泥再生処理センター施設整備費は、市道佐目野平松線道路維持修繕工事ほか4件が主なものです。

なお、15節工事請負費の8,876万6,000円は、平成26年度へ繰り越しております。

50万円以上の不用額ですが、需用費の99万2,686円は、下甌環境センター管理用消耗品購入の執行残でございます。

委託料79万2,905円は、下甌環境センターと川内汚泥処理再生処理センターの業務委託の執行残でございます。

次に、135ページでございます。4項1目環境総務費は、全て平成24年度からの繰越明許費分で、執行済み額は1億2,371万4,601円です。

備考欄、環境整備対策費は、林道寄田青山線改良工事ほか6件分、汚泥再生処理センター施設整備費は、同センターの進入路測定設計業務委託、市道佐目野平松線舗装維持修繕工事ほか4件です。

次に、173ページをお開きください。9款1項6目災害対策費のうち環境課分の執行済み額

は68万1,000円で、災害予防応急対策費のうち、175ページの環境課分は、特別災害復旧補助金の2件分でございます。

50万円以上の不用額は、負担金補助及び交付金のうち環境課分としまして231万9,000円で、共同墓地特別災害復旧補助金の執行残でございます。

次に、203ページをお開きください。11款4項1目現年公共施設災害復旧費のうち環境課分の需用費と工事請負費がそれぞれ100万円ございますけれども、係る災害が発生しなかったため未執行となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。

なお、環境課分につきましては、収入未済額はございません。

それでは、決算書の17ページをお開きください。13款1項5目1節環境課費分担金は、株式会社ウインドファームの建設する風力発電に係る林道整備事業の受益者分担金です。

平成24年度調定分でしたが、県外の金融機関で5月の31日に納入されたため、本市の指定金融機関に入ったのが6月だったことから、繰越明許費となったものでございます。

次に、19ページをお開きください。14款1項3目1節衛生使用料のうち環境課分は、葬斎場使用料（火葬料）、斎場等施設使用料などが主なものでございます。

次に、31ページをお開きください。2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は、廃棄物処理手数料等8件でございます。

次に、37ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、45ページをお開きください。16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、ウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。

次に、51ページをお開きください。3項3目1節保健衛生費委託金のうち環境課分といたしまして、権限移譲事務委託金でウミガメ保護、県立自然公園、化製場に係る3件分がございます。

次に、55ページをお開きください。17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、し尿中継用地貸付料等に係るものでございます。

同じく55ページの2目1節利子及び配当金のうち環境課分は、汚泥再生処理センター施設整備

基金利子収入でございます。

次に、57ページをお開きください。2項2目1節物品売払い収入のうち環境課分は、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次に、59ページをお開きください。19款1項基金繰入金のうち環境課分は、46目1節汚泥再生処理センター施設整備基金繰入金がございます。

次に、63ページをお開きください。21款5項4目1節雑入のうち、67ページの環境課分は、中段の火葬料実費徴収金など4件でございます。

次に、大きく飛びまして381ページをお開きください。（6）の出資による権利でございます。下から6行目、県の環境整備公社出損金がございます。

次に、383ページをお開きください。2の重要物品現在高調のうち環境課分は、車両類の中に、島外搬出大型パッカー車2台が含まれております。

次に、385ページをお開きください。4の基金でございます。環境課で所管する基金は、上から4段目、汚泥再生処理センター施設整備基金で、本年度中の増減及び年度末現在高は記載のとおりでございます。

続きまして、決算資料の1について説明いたします。決算資料の1でございます。

4ページから5ページの補助金一覧表につきましては、昨年度と金額の異なるものはありますが、新規分はございません。

同じく57ページの負担金は、甌島クリーンセンター管理費の九州電力への工事費負担金が新規分で、そのほかの負担金については昨年度と金額が若干異なるものもございますが、積算等の変更はございません。

83ページから85ページの委託料につきましては、環境総務一般管理費の環境基本計画（第2期）策定支援業務委託ほか3件が、主な新規分でございます。

142ページから144ページの工事請負費一覧表の環境課の主なものは、川内芸ノ尾第1墓地のり面補強工事、林道寄田青山線改良工事及び市道佐目野平松線道路維持修繕工事2工区が主なものでございます。

以上で、環境課分の説明は終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について補足説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）川内クリーンセンターでございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

決算書の129ページをお開きください。4款2項5目ごみ処理費でございます。川内クリーンセンター分は、支出済み額8億3,061万3,622円であります。事項は130ページ、備考欄、下から4行目、一般廃棄物処理費で、川内クリーンセンター分は、次の132ページ、上から4行目になります。環境課から事務移管されたもので、市内全域の一般廃棄物収集運搬業務委託等であります。

1節、50万円以上の不用額はありせん。

次に、7行下に記載してあります、資源ごみ処理施設管理であります。ペットボトルと資源物の減容業務をシルバー人材センターに委託した分が主なものであります。

1節、50万円以上の不用額は、需用費の59万7,238円が執行済みで、主なものは消耗品費であります。

次は、その下、川内クリーンセンター管理費であります。施設保全業務嘱託員一人の報酬と職員4名分の給与費であります。

その下、消耗品費は薬品の購入、焼却施設等の備品の購入等が主なものであります。

下にいきまして、焼却施設の補修工事ほか60件は、焼却処理施設、粗大ごみ施設、水処理施設における修繕であります。

運転業務委託ほか20件は、川内クリーンセンター運転業務委託が主なものであります。

備品購入費は、洗車場用高圧洗浄機2台、粉末消火器32本の購入等であります。

川内クリーンセンター地域振興補助金は、地元自治会に補助しております。

川内クリーンセンター管理費で、1節、50万円以上の不用額は、需用費の456万4,200円が執行残で、主なものは、消耗品費の246万7,214円、光熱水費139万8,251円であります。また、委託料の166万1,560円が執行残であります。

次に、134ページの備考欄の上から8行目、

最終処分場管理費で、川内クリーンセンター分は7行下になります。川内クリーンセンターの焼却灰等の収集運搬及び処分業務を委託したものであります。

1節、50万円以上の不用額は、同委託の115万2,554円が執行残であります。

続いて、歳入について御説明いたします。

なお、川内クリーンセンター分につきましては収入未済はございません。

それでは、決算書の19ページをお開きください。19ページ、下段の14款1項3目衛生使用料、1節衛生使用料でございます。

川内クリーンセンター分は、22ページをお願いいたします。備考欄、上段の行政財産使用料を収入しております。

次は、31ページをお開きください。上から2段目、14款2項3目衛生手数料、1節衛生手数料、川内クリーンセンター分は、32ページの備考欄の中ほどです。クリーンセンターに直接搬入されたごみに対する廃棄物処分手数料であります。

次は、55ページをお開きください。55ページの上段の17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、56ページ、備考欄、上から8行目で、NTTに貸し付けてある中継局分であります。

次は、57ページをお開きください。17款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入の川内クリーンセンター分は、58ページ、備考欄下段の資源ごみ売払収入であります。

次は、63ページをお開きください。21款5項4目雑入、1節雑入の川内クリーンセンター分は、70ページになります。備考欄、中ほどからの遺失物取得金、排水管移設補償金、電気料実費収入金、ペットボトル等有償入札拠出金であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願ひます。環境課、川内クリーンセンターあわせて行いますので、御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）決算資料の134ページ、決算書ですね、ごめんなさい。川内クリーンセンター分の焼却灰等の収集運搬及び処分業務委託料

ということなのですが、ちょっと年度がどうなっているのかなんですけど、最終処分場をもう一回、焼却灰を再生利用して、また最終処分場を減容して、減容とかごみを減らして、また再利用しようという計画でやられていると思うんですが、この年度に、もう既に始めているものなんですか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）ここに決算済みの分につきましては、現在、運転を行いますと、それに伴って焼却灰等が発生いたします。その分の委託料でございます。

以上です。

○委員（井上勝博）ずっとその処分をするのは、今年度、平成26年度で進めているということなんですか。

○環境課長（内田泰二）最終処分場の再生の事業の進め方でございますけれども、今現在、検討しているところでございます。

どういった形でできるか、コンクリート資源化とか、あと新規でつくるとかありますけれども、そこらは今、検討中でございます。

○委員（井上勝博）同じく決算書の381ページ、県環境整備公社出損金ということで、金額は62万7,000円なんですけど、ちょっとこの出損金というものの性格っていうのはどういうものか、御説明いただきたいと思っております。

○環境課長（内田泰二）出損金についてのお尋ねでございます。御存じのとおり、川永野町に整備中の産業廃棄物管理型処分場が、県を中心に設立されておりますけれども、県が1,700万円、市町村が800万円、民間が2,500万円の合計8,000万円を出損されて、平成6年3月に設立されております。

見返りのない出資だというふうで理解しております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）1件、歳出のほうで、一般廃棄物管理費の中で、処理費の中で、備品購入でじんかい車両を2両購入しようということで計画されましたよね、年度当初。繰越明許になって、総額そのまま上がっているんですが、この経緯について、必要があると思って予算を3,500万ほど立てられて、車両を購入されようとしているんですが、これが全部、繰越明許になってしまっ

ているちゅうのは、どういう事情になっているんですか。

ページが129ページ、130ページ、一般廃棄物処理費の中で、備品購入で大型じんかい車両を2両買おうとして3,500万の予算を組みましたよね。それが繰越明許になっているんですが、その経緯についていかがですか。

○環境課長（内田泰二）代理に答弁させます。

○課長代理（橋口 堅）大型パッカー車、なぜ繰り越したかということでございますけれども、東日本大震災の関係で、大型パッカー車をいろいろ架装をしますので、設計をしてプッシュしたりとか、ごみを圧力でしたりとか、いわゆる既製品ではなくて特注品になりますので、東日本大震災の関係で大型パッカー車の利用も多かったということで、予定よりかなり期間がかかったものだから、繰り越しになってしまったということでございます。

○委員（新原春二）理由はわかりましたけれども、この関係で、業務的にはどうだったんですかね。平成25年度から使うちゅうことで、発注になってたんですけども。その関係で延びたら延びたでわかるんですけども、その間に支障は出なかったんですかね。

○課長代理（橋口 堅）平成24年度中に納品をして、当初は平成25年の4月から稼働する予定でございましたけれども、当初から、かなり期間がかかるというのがわかっておりましたので、当初から平成25年の7月から休止をして、それから切りかえるというふうな予定で作業は進めておりました。

以上でございます。特に、支障はございませんでした。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

○委員（瀬尾和敬）環境課分のことについてですが、この決算書の128ページの中ほどに、藺牟田池の環境調査業務委託678万3,900円がございまして。これはどういうことを委託されているのか、概略で結構でありますのでお示し願いたいと思っております。

○課長代理（橋口 堅）藺牟田池の環境調査の内容についてでございますけれども、毎年、例えば気温とか水温とか、あと雨量とかを毎年調査をいたします。これはラムサール条約の登録湿地

になった平成17年以降に、それまで藺牟田池のそういった情報がデータがありませんでしたので、毎年しておりますけれども、3年に1回は、周辺の動植物の状況とかそういったものも調査をいたします。たまたま平成25年度が、そういった生態系調査も含まれておりましたので、若干ちょっと金額が上がっておりますが。

以上でございます。

○委員（瀬尾和敬） 附属書の48ページの一番下のところに、ベッコウトンボの頭数が出ていますよね。平成25年度は爆発的にふえています。ベッコウトンボがこんだけふえたということは、ベッコウトンボの生息する環境状況はよかったということだと思わんですが。これは過去において、ここにビオトープというんですか、つくったり、ビオトープ、ああいうのも相当、これは貢献しているというふうに見えていいんでしょうかね。

○環境課長（内田泰二） ベッコウトンボのお尋ねでございます。

参考までに、ことしの数字を申し上げますと、1,246頭ほど確認されております。これが多いか少ないかということもございまして、その前に、ビオトープを設置いたしまして、本年5月だったですかね、観察会を行いまして、周辺を散策したんですけれども、ビオトープの周辺でベッコウトンボが飛んでおりましたので、そのビオトープの中でも、繁殖しているんじゃないだろうかとこの専門家の方の御意見もお伺いしたところでございました。

ですから、そこだけじゃなくて、藺牟田池の広いエリアで生息しておりますので、ちょっと全てがビオトープの成果というようなとり方はできませんけれども、何らかの形でビオトープをつくった成果は、上がっているのではないかとこのようなふうを考えております。

○委員（瀬尾和敬） かつて濁水しまして、それでベッコウトンボが、この平成22年、平成23年、平成24年度、このころは激減したわけなんですけれども、これで何とか一息がついたというふうに見てもいいわけですね。

ビオトープをつくられたのは、いつだったですかね。まあ、いいですけど。こんなふうにして環境を守る、ベッコウトンボを何とか守るといふ、こういうのはすばらしいことだと考えています。これからも鋭意、こういうふうにご努力していただ

きたいと思っております。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（新原春二） 49ページのほうから2項目だけ教えてください。

花いっぱい事業を展開されて、駅周辺だとかの地区で展開されて、非常に環境的には好評を得ているんですけども。今、49団体、254万という数字が出ているんですけども。これをもっと広げていく必要があるのかなと思うんですけども。平成25年度で例をとれば、長島町の花いっぱい運動がありますよね。島内全部ぐるっと回って花壇をつくってちゅうことで、結構、国道の関係があつて国の補助も出ているんですけども。それじゃ、国県の補助等について、どんな事業があつたのか、全然なかったのか。それ、検討されなかったのか、そこ辺について1件だけしてください。

それともう一つは、団体なんです。49団体、コミ協も含めてそうなんだろうと思うんですけども、これ、49団体の内訳がわかたら教えてくださいませんか。一般団体、それぞれあると思いますけども、それがわかたら教えてください。

2点目は、その下の悪臭関係の対策なんですけども、今、3件ほど、市内の事業者を調査したけども、規制基準値には何も異常はなかったという記述があるんですけども、この環境対策、非常に一言言えば、具体的に言えば、勝目町にあります県の農協連の食鳥センター、ここが非常にいろいろ苦情があるんですよ。

我々が聞くのは、毎日起こらないんだと思うんですけども、北風のときに、セントピアの入館者から非常に苦情があつて、この悪臭はどうにかならんのですかちゅう苦情が非常にあつています。

環境的に調べれば、毎日じゃなくて時間的にも限られているちゅうことで、あんまりないんですが、そこら辺のJAの食鳥センターに対するいろんな取り組み、意見交換会なり、そういったものがなされているのか。

そういうものがまた、その結果が、コミ協なり、あるいはセントピアの管理人のほうに伝達されているのか、そこら辺について2件お聞かせください。

○環境課長（内田泰二） まず1点目の花いっばいまちづくり関係の国県の補助でございまして、今のところ、国県からの補助というのはご

ざいませぬ。市の単費で実施している状況でございます。

それと、3点目の処理場の関係でございます。農協連の関係でございますけれども、環境保全協定を結んでおりまして、事業所の多くとは情報交換をとっております。

ちょっと、おおいにつきましては、委員おっしゃるとおり、その時々で変わるといふのと、あと感じ方にもよるところとか今、いろいろありまして、ちょっとまた今後、そういう御意見があるといふのは、農協連のほうにも話はしておきたいと考えております。

それと2点目の49団体の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、コミュニティ協議会、それと自治会、それと老人会、それと市役所の各部も、同好会みたいなのをつくって取り組んでおります。

以上でございます。

**○委員（新原春二）** わかりました。国県の事業がないということですが、調べはされたんですかね。いろんな事業があると思うんですが、また、市に該当しないものなのか、国道も結構、薩摩川内市、長さ的には結構ありますよね。そういう意味で、国のそうしたものが適用できないのか。

長島ができて、何で川内ができないのかちゅうのもありますけれども、システムのこともあるんでしょうけども、こちら辺は国との連携も含めて、ぜひとっていただきたいし。「長島のあるこの島にはできて、何で川内ができんとよ」ちゅうような声も、ちらほら聞こえておりますので、そういったことも含めて検討していただきたいなと思います。これは要望にしておきます。

それから、49団体の関係ですが、今、一生懸命、コミ協なり自治会が取り組んでいらっやあって、また、市役所の職員の方も、本当に日常、頑張ってもらっているんですが、こういうなんでも申請があったから、やるちゅうことになっているんでしょうか。それとも、地域別には大体ポイントを設けて補助金が出ているのか。ただ申し込みがあったから、それについてこうやっている事業なのか。地域的に、市の環境課として、地区的にポイントをもって事業をされているのか、そこら辺を1件お聞かせください。

それから、悪臭の問題については、協定を結ん

で、それぞれお話し合いがなされているというふうに聞きましたので、それはわかります。

ただ、おおいがする時期が大分わかっているんですよ。鶏を処理されて、生を集められて、運搬に来る時期があるわけですが、恐らくそこで室内から外に出されたときのおおいがするんだらうと、私は勝手に判断をするんですが、そういうときに、トビが騒動に飛び交ったり、あるいはまた、もうすごいカラスが集中をしたり、彼らもよく知っていますから、そういう時期には集中をするんですよ。大体そういったときに、おおいがするようなんですが。

そこら辺も含めて、企業さんが、そういうようなものが出るときには、できれば、セントピアなり、隈之城のコミ協あたりに、きょう、出荷に出しますから、おおいがするかもしれませんよちゅうことも、一言があったら、非常に説明もできるのかなと思いますので。もう、普通に来られる方は、毎日、こんなにおおいがするんですかちゅう話もありますので、まずこの辺も含めて連携をとっていただいて、当然、事業者には協力しながらしなきゃならないとこもありますので、そこは1件、要望をしておきます。

**○環境課長（内田泰二）** 委員お尋ねの花いっぱいまちづくりの推進の方法でございますけれども、これは今年度の例でちょっと説明をさせていただきます。

まず、自治会運営説明会がございますけれども、その中で、自治会長さんのほうにも、花いっぱいまちづくりの補助金がございますというようなPRをしております。

それと、あと各地区のコミュニティ主事さんがいらっやいますけれども、この主事連絡会の中でも出向いてPRしております。

それと、あと商工会議所の加盟団体、多数ございます。あと商工会、こちらのほうにもチラシをつくりまして、企業としてボランティア団体をつくって取り組んでくださいというふうなふうで説明しております。

あと、衛自連の総会や、中にはFMさつませんだいのほうにも出させいただきまして、PRをできております。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ございませんか。

○委員（井上勝博）ごみステーションについてお尋ねしたいと思います。

決算の132ページのごみステーション分別指導等業務委託というのがありますけれども、これは業務委託する相手というのは、どういうふうになっているのかということをお教えいただきたいことと。

それから、予算では、ごみステーションについては増額をされて、設置していない自治会に対して、ごみステーションを設置するように促しているのかと思うんですけども、現在、自治会で、ごみステーションを持っている自治会、持っていない自治会というのは、それはわかるんですか。

○環境課長（内田泰二）1点目の委託先でございますけれども、シルバー人材センターにお願いしております。

それと、ごみステーションを持っている、持っていないの判断は、各自治会にお願いしているところでございまして。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）各自治会において、ごみステーションをお持ちである自治会、お持ちでない自治会、あるんですけども、ごみステーションそのもの自体の申請も含めた形で、自治会のほうでお願いをしている関係で、自治会がステーションの中で、例えばプレハブ的なものをつくられる自治会もあれば、その自治会の判断に委ねている状況です。そして、市とすれば、それに対して助成をしていくという状況であります。

○委員（井上勝博）実は、カラスが、ごみを狙って飛んでくるので、ごみステーションを設置したいということで支所に行ったら、自治会長さんには、資料を配付して、ステーションの補助金があるということは知らせてあるわけですけども、一般的には、薩摩川内広報にも載っていないわけですよね。だから、一般の人は知らないということなんじゃないかと思うんですよ。

やはり、そういう困っている方々について、そういう補助制度があるんですよということを、自治会長さんが気が利いて、すぐやられればいいんでしょうけども。中には、たくさんの業務をされていますので、その辺まで行き渡らないという場合もありますが、その辺の補助金制度についての広報を、もうちょっと一般的にもする必要あるんじゃないでしょうかと思ひまして、どんなでし

ょうか。

○環境課長（内田泰二）補助金のあるなしの説明でございましたけれども、自治会運営説明会の中では、自治会長さんに、こういった補助がありますということで説明はしております。

それと、あと自治会の会員の方向け、一般の市民向けの方には、本年度は特にしておりませんが、時期を見て、また、広報紙等でお知らせできればと考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

○委員（永山伸一）済みません、二、三、教えてください。

最終処分場の方向性とクリーンセンターの方向性なんですけど、まずは1点目が、どっちからいこうかな。まず、クリーンセンターのほうからいきましょう。甑のクリーンセンターを昨年度で閉めたわけですね。その甑の2地区のクリーンセンターの施設の今後のあり方、もうそのまましておくのか、解体するにも費用が要りますんで、何らかの活用を考えていらっしゃるのか、そこら辺を1点お聞きします。

もう一点は、クリーンセンターに併設してある処分場、あと、もう埋め立てが何年ももたないということで、焼却灰を外に持ち出す一つの手段を今、やっているんですけど、それが8,000万近くかかるというようなことになっているわけです。

これについては、今度、完成間近な県のエコパークへのその受け入れの関係、そこら辺、ちょっと今、どのようになっているのか。もし、それができるとすれば、その金額的な部分、どれぐらいで、そこら辺、話がもう進んでいるのか。

市の場合は、とにかくもうクリーンセンター併設のあそこが、もうもたないということで、今後のその最終処分場の方向性、見について、いろいろ話も聞いたんですけど。非常に、やるとなれば、相当な大規模な金額が要るということで、まず現在のところは、焼却灰を持ち出すという形で延命をしているんですけど、それはいつまでも続かない話であって、そこら辺の方向性、市としての方向性、今、現時点で、そこら辺、部長でもいいんですけど、そこら辺、現時点で、どのような方向性を考えていらっしゃるのか、その合わせて3点お願いします。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○環境課長（内田泰二） まず、エコパークの関係でございます。

薩摩川内市で出た焼却灰を持ち込めないかというお話でございますけれども、御承知のとおり、川永野に今、建設中の最終処分場は、産業廃棄物に限ったものということで、県のほうが整備をしてきております。

地元の自治体とも環境保全協定を結んでおりまして、その中にも、そのことが明記されておる状況でございます。

もし、持ち込むとなりますと、まずは環境保全協定の見直し、これは県との自治会との作業になりますけれども、そういった作業。それとあと、市の場合は、ごみ処理実施計画というのを持っておりますので、そこあたりの改定が必要となっております。

それと、以前、県と事務レベルで若干話したこと、あったんですけれども、県も今、今年度中の供用開始を目指して取り組んでいらっしゃるちゅうことで、そちらのほうにも体力を使っていらっしゃるということで、ちょっと明確な回答等はいただくことはできない状況でございました。

それと、1点目の甌島のクリーンセンターの施設のことでございますけれども、炉自体は動いておりませんが、島内で集めたごみは、中継施設ということで、そちらのほうで一旦集めておりますので、今の形態をとる限りでは、すぐに建屋のほうを解体とかそういうことは、ちょっと今のところは考えておりません。

○市民福祉部長（春田修一） クリーンセンターの今後ということで、今、課長のほうが回答しておりますが、今後の解体とかそういう部分につきましては、離島振興補助金を使っているということもございまして、耐用年数等の絡みもあって、県との協議も必要になってくるというふうに考えております。

そのようなこと等から、現在、収集の置き場という形でやっておりますので、その状況を見ながら、今後、適切な時期に、適切な処理をしていく必要があるというふうに考えておりまして、現時点で方向性という部分については、明確な答えができないということでございます。

それと、最終処分場の部分でございますが、これにつきましては、今、私どもがもくろんでおりますのは、現在、ある部分を全部搬出して、新た

な基準によるシートに張りかえをして、再度、活用したいというような考え方でございます。

その理由としては、現時点では、新たに施設を整備するよりは、安価な形でできるという等なこともございまして、現施設の有効利用ということで、今、調査をしているところでございます。

また、今後、12月になるのか、3月になるかわかりませんが、今、調査しておりますので、その方向性が出た時点で、もう1回、議会のほうには、委員会のほうには御説明をさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（永山伸一） わかりました。

甌の件なんですけど、いろんな考えをされているのかもしれないけど、甌を仮置き場にして、そこから車に積んで、フェリーに乗せて運んでいるというそういう方法。船か。船に乗せて運んでいらっしゃる。

相当な臭気対策を、またしなきゃならんという話があって、現地の方に聞いたときに、その仮置き場のところに水切りをきちっとして、乾燥した形で持ち出せば、においも少しは減らせるんじゃないかなというような話もあったところなんです。そこら辺の対策、今後の方法もですけど、そういった現時点での利活用の方法も、いろいろと検討いただければというふうに要望しておきます。

あと、鹿児島県、産廃なんだけど、8,000万近くの金を何とか半分減らせるためにも、せつかく本市につくるんだから、いろんな問題はありますが、もう十分承知していますけど、そこら辺、県内で最終処分を受け入れた自治体としては、ちょっと強目に出てもいいのかなというふうには私には思っているんですけど、そこは市の併設している最終処分場の方向性を調査というか、コンサルに委託してあるはずで、平成26年度で。そこら辺の段階で、早期にやはりそういった方向性を示すべきではないかなというふうに考えていますんで、あわせてそういった方向、平成27年度に向けて、そこら辺、早急な対策がとられるように、これは希望しておきます。

甌の仮置き場のそういった方法があったら出してください。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記） 経費の面で若干お伝えをしておきます。

今の焼却灰の問題なんですけれども、決算でこ

のような額が出ていますけれども、実を言いますと、産業廃棄物エコパーク、向こうが開業したときの料金表も、仮の料金表ですけども、いただいているんです。その料金よりも、今は安価な料金で処分をしているのが実情ですので、そこができてというような認識は持っておりますけれども、今の段階で私どものほうから受け入れよう、受け入れようという考えはないところでございます。

○委員長（江口是彦）2点目は誰が答えますか。

○課長代理（橋口 堅）甌島クリーンセンターの水切りの関係なんですけれども、今年の7月から休止をして、島外搬出をする際に、ストックヤードを整備したんですけれども。その際に、大きなバケツをたくさん、あそこに準備して、そこで水切りをしてくださいということでお願いはしてあるんですけれども、なかなか島民の方が、ちょっと活用してくれないというのが実情でございます。

今後、活用していただくように、またお願いする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

#### △市民課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民課の審査を行います。

それでは、市民課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、市民課の主要施策の成果について、決算附属書に基づきまして、概要を御説明させていただきたいと思っております。

45ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の部に係る総合的な調整に関することでは、自立経営型予算編成方針に基づく、当初予算決算の総括及び部内の予算執行、部内会議等を定期的に行いながら、部内の連携強化を図っているところでございます。

2の市民相談に関することでは、安全な消費生活の確保のため、消費生活相談員3名の配置、あるいは及び関係機関、これは法務局とか人権擁護

委員、あるいは弁護士会、司法書士会等でございますが、関係機関等の連携を諮り、各種相談を実施したところでございます。

ちなみに、弁護士会では、毎月3回に開催しておりまして190件の相談を、司法書士におきまして、毎月1回ということでございますが、51件の無料相談等を受けているところでございます。

また、地方消費者行政活性化補助金を受けまして、消費生活講座の開催、あるいはチラシ等の作成による啓発活動を実施したところでございます。消費生活講座では、19回開催いたしまして、965人の参加を得たところでございます。

人権教育関係では、市の附属機関でございます、人権対策事業審議会の所管を障害・社会福祉課から移管し、人権教育・啓発基本計画の策定に向け取り組んだところでございます。可愛小学校と大馬越小学校におきましては、花を栽培することにより、生命の尊さ、思いやり等を学ぶ人権の花運動に取り組んだところでございます。

次に、46ページでございます。3の交通災害共済事業に関することでは、交通災害共済の加入推進等、事故に遭われた方々への災害見舞金の請求事務を行ったところでございまして、詳細につきましては、加入は2万6,034人、災害見舞金は104件、813万5,000円の請求事務を行ったところでございます。

4の戸籍及び住民基本台帳に関することにつきましては、住民基本台帳法、戸籍法など法令に基づく事務を行っているところでございまして、平成26年4月1日、人口が、住基上は9万8,448人、うち外国人が327人となっているところでございます。なお、戸籍人口は14万7,741人でございます。

次に、47ページの住民基本台帳ネットワークに関することでは、住民基本台帳ネットワークを運用し、事務の効率化や住基カードの発行により住民サービスの向上に努めたところでございます。

ちなみに、平成25年度におきましては、1,861件の新規がございまして、累計では2万3,974件と約24%でございます。全国の5%と比べますと、本市の場合は、かなり普及はされている状況でございます。

また、平成25年の3月の9日からは、住民票

等のコンビニ交付も実施しておりまして、現在、41店舗でとれるところがございます。順調な運用になっているところがございます。

以上、市民課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきます。

決算の詳細につきましては、引き続き、市民課長が御説明させていただきたいと思っております。

**○委員長（江口是彦）** 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民課分について当局に補足説明を求めます。

**○市民課長（榊 順一）** 市民課でございます。よろしくお願いたします。

平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳出について説明を申し上げます。

決算書の歳出、83ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費、1目一般管理費、そのうち市民課分は、備考欄の下のほうにございます市民政策調整費で、主な支出は、行政事務嘱託員報酬5人と職員給与費6人、医療福祉対策基金積立金です。

1節、50万円以上の不用額について御説明申し上げます。職員手当等のうち市民課分は、時間外勤務手当458万5,714円となりました。これは、市民福祉部職員の予算措置をしてありますけれども、保険証等発送業務の委託化など業務方法を見直したり、業務によっては、土曜、日曜の苦情対応が少なかったことや、執務時間内の事務打ち合わせ、資料作成の簡素化等、事務改善に努めるなどの理由により、不用額となったものがございます。

次に、95ページをお開きください。12目市民相談交通防犯費の支出額は4,584万9,440円で、そのうち市民課分は備考欄の市民相談事務費で、主な支出は、消費生活相談員報酬3人、無料法律相談業務委託、備品購入費でございます。

備品購入費の自動車購入につきましては、消費生活出前講座や相談業務等に使用するものがございます。

次の交通災害共済事業費の主な支出は、県の市町村交通災害共済給付事業負担金でございます。会費は一人当たり500円、加入者は2万6,036人となっております。

1節、50万円以上の不用額について御説明い

たします。市民課分は、負担金補助及び交付金147万4,000円でございます。これは、交通災害共済の翌年度加入申込金のほとんどが、2月から3月収納されます。年度末までの加入者数の予測がつかず、補正予算での対応ができなかったことから、結果的に当初の見込みを下回り、不用額となったものがございます。

次に、101ページをお開きください。2款3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費の支出済み額は2億4,542万3,642円です。

102ページから104ページの備考欄になりますけれども、主な支出は、行政事務嘱託員等報酬15人、職員給与費27人、需用費のうち主なものは消耗品費の住民基本台帳カードの購入でございます。印刷製本費の複写偽造防止用紙というものになっております。

委託料の主なものは、戸籍情報システム機器住民基本台帳ネットワーク関連保守業務委託等で、使用料及び賃借料の主なものは戸籍情報システム住民基本台帳カード発行プリンター機器等賃借料です。

備品購入費は、証明書交付窓口用のレジスター1台の購入となっております。

負担金補助及び交付金は、コンビニ交付に係る運営負担金でございます。

1節、50万円以上の不用額はありません。

続いて、歳入を説明いたしますので、決算書の歳入29ページをお開きください。市民課分については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

14款2項1目1節総務手数料のうち市民課分は、備考欄、戸籍手数料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、ICカード交付手数料で、総額は4,654万5,600円となっております。

次に、39ページをお開きください。15款3項1目1節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在住者居住地届出等事務委託金19万2,000円でございます。

次に、41ページをお開きください。16款2項1目1節総務管理費補助金のうち市民課分は、備考欄、消費者行政活性化事業補助金176万3,565円でございます。

次に、51ページをお開きください。16款3項1目1節総務管理費委託金で市民課分は、備

考欄、地域人権啓発活動活性化事業委託金10万円で、これは部長からも説明がありましたように、人権の花運動に係る指定校2校分の経費でございます。

同じく3節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態事務委託金10万1,825円、それから戸籍住民基本台帳費委託金2万8,000円で、これは電子証明に係る県からの市町村権限移譲交付金となっております。

次に、55ページをお開きください。17款1項2目1節利子及び配当金のうち市民課分は、備考欄、医療福祉対策基金利子収入7万6,838円です。

次に、63ページをお開きください。21款5項4目1節雑入でございますが、市民課分は68ページの備考欄をお開きください。コピー実費収入、県市町村交通災害共済会費収入、交通災害共済事務費収入でございます。

次に、決算書の財産に関する調書、385ページをお開きください。4の基金について御説明をいたします。

市民課関係は、表の上から六つ目の医療福祉対策基金となります。医療及び福祉施設の整備その他医療福祉事業に要する経費に充てることを目的としており、平成24年度末現在高は1億946万9,000円、決算年度中の増減は7万7,000円の増額で、平成25年度末残高は1億954万6,000円となりました。

決算年度中の増額の7万7,000円は、基金利子を積み立てたものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）**ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**今、説明がありました、385ページのこの医療福祉対策基金なんですが、市民課が所管しているということで、ちょっと市民課所管というのが、少しどういふことなのかなというの、ちょっと何か市民課が所管しているのが不思議なんですけれども、この基金は、目的ということではどうなっているのか。そして、この7万7,000円増になっているわけですが、これはどういふ増なのか。そして、これ、使う場合はどういふものに使っているのかお尋ねします。

**○市民課長（榊 順一）**まず、市民課が所管している理由でございますけれども、市民福祉部の総括課ということで、福祉医療関係する部分を統括するというので、一応、そういう業務上、市民課のほうへ予算計上してあるということでございます。

この基金のまず7万7,000円ですけれども、平成25年度中は一応、基金の利子だけということでございました。前回の委員会でも、ちょっと御説明したんですけど、寄附金があったりということで、そういったものも積み立てをしている状況でございます。

それから、これについては、目的は、最初は当初、福祉の関係の施設とかというものの整備でしたけれども、医療関係の施設整備等も含まれておりまして、現在、ちょっと申し上げますと、平成22年度、平成23年度に取り崩しをしております。入来の高齢者福祉センターの施設整備とか、甌島敬老園の居室改修、こういったものに基金を取り崩して予算充当している状況でございます。

以上です。

**○委員長（江口是彦）**ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（井上勝博）**このコンビニ利用件数が順調であるという話なんですけれども、ちょっとその今までのかかった経費との関係でいって、コンビニ利用ということによって、経費削減になっているのか。それとも経費増になってサービス向上ということになっているのか、そこをちょっと御説明いただけますか。

**○市民課長（榊 順一）**コンビニ交付事業の効果でございますけれども、まず、もう以前から言いますように、市民の方々にとっては、いつでも、どこでもとれるというようなことで、効果は大というふうと考えております。

また、コンビニ交付にかかる職員の負担の関係では、全てコンビニ事業者のほうで機器等の取り扱いとか消耗品の管理とかするというので、それらの負担も職員から外れてきましたので、そういった効果というの、上がっているのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

**○委員（井上勝博）**コンビニが近くにある方々は、非常に便利になっていると。24時間で深夜でもできると、そういう利便性があるという

のは、私もよくわかるんですが。この経費については、コンビニに委託するわけですので、それが高いか安いかということになるわけですが、計数的には、コンビニ委託することによって、どれだけの経費の削減効果が出てきたのかと言うのは、計数的にはわからないんですか。

**○市民課長（榊 順一）** コンビニ交付へ移行したときの経費の節減なんですけれども、ちょっと細かい数字は手持ちの資料がないんですが。一応、例えば、コンビニ交付に移行する前に、自動交付機を活用していたわけなんですけれども、自動交付機については、5年間で新しい機器に取りかえていかなきゃいけないというようなことで、そういった更新していく経費等が全く要らなくなるということと、それから、そういったことで、市のほうがそれだけの負担をしておったわけなんですけれども、コンビニ交付については、機器等については全て事業者が負担するというので、そういったことを考えますと、相当な経費が削減できているというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（今塩屋裕一）** 附属書の45ページ、消費生活相談員を3名配置しているということで、年々増加する中で、特に件数等出ているんですけど、ヤミ金多重債務、不当請求、おれおれ詐欺とかそういうのだったり。あと、この司法書士会に、川内支部ですね、いろいろ依頼して無料相談を受けるって。これ、やっぱり過払い請求だったりだと思っただけなんですけれども。今、割合的、そして効果的なのがあれば教えてもらいたいなど。

そして、これから先、例えば解決がうまくいかないときには、警察の方にお問い合わせとか、そういったパイプも、ここでするんでしょうか。

例えば、以前、聞いたことには、市職員で警察のOBの方を市役所で雇われているとか、そういうお話も聞いたことがあるんですけど、どこまでやられているのか、もしよかったらお聞かせください。

**○市民課長（榊 順一）** まず、そのネットワークといいますか、相談を受けた相談員がどのように処理をするかということですけど、まずはその基本的には、消費生活相談員が聞き取りをしながら、法にのっとって処理をしていくわけなんです

けれども。解決できない部分については、県の消費生活センターとか、全国の消費生活センター、そういったところとの連携がありますし、また、今、言われたようなそういった詐欺まがいの件については、やはり警察のほうと連携を取るとか、関係の部署と連携を取ったりとかということは、しているところでございます。

それと、この司法書士とか弁護士の無料相談なんですけれども、一回当たり6名の方々が相談をされるわけなんですけど、30分無料ということで、市民の方々が相談をされております。そして、30分の中で解決できない部分については、またいろんな部署を紹介されたりして、引き続き相談をされていくような状態でございまして、裾野が広がっていると、相談をする場所の裾野が広がっているということで、効果はあるというふうに考えているところです。

それと、相談のこの割合というか、ここにもありますように、確かにヤミ金、金融関係、多重債務、特に最近、多重債務とかというのも多いわけなんですけど、それとインターネットでの有料サイトの関係とか、架空請求とか、いろんなそういったこの時代の流れの中での相談が大きいというふうに感じています。

ただ、消費生活以外のいろんな相談も司法書士さんとか、弁護士さんにあるわけなんですけど、土地の問題、境界の関係とか、婚姻から離婚の問題とか、そういった生活に係る分も非常に多いというふうに聞いておるところです。

以上です。

**○委員（今塩屋裕一）** 特に、その相談員とか、その司法書士か効果的なのがもしわかれば、効果的なのも教えてもらいたいのと。あと、例えば、おれおれ詐欺は特に川内の方も今、結構被害に遭われてる方が相当多いっていうのを聞いてますから。マスコミ等、テレビ、メディア等でも相当注目されて、この事件の悪質な犯罪というか、そういうのを相当うたって、特にいろんな組合、ここでは自治会や高齢者クラブのほうにいろいろ訪問してやってるっていうのもあるんですけど。特にこういったのを防止するようなのを市民課のほうで、そして、いろいろまた強化するような、今後、これが特集される中ではすごい手口だなというのを私は個人的に判断したもので、そういった判断材料というか、そういうのがあれば、ちょっ

と聞かせてもらえればと思いますけど。

○市民課長（榑 順一）こういった出前講座とかというの、今回、平成25年度については19回開催してきているわけですけども。市民課としての考え方は、先ほどもちょっと申し上げましたように、裾野を広げていくと。広報とかいろいろやっておりますけれども、なかなか全ての方々まで伝わらないということで、今は出向いて行く形を積極的にやりたいと。それと、もう一つは、テレビ会議システムとかございますので、できればその身近なところ、支所のところで御相談をいただいて本庁の専門相談員と相談するような、そういった進め方も積極的にやっていきたいというふうに考えております。

結局、事があってからでは、非常に財産的な面でそれぞれの方々マイナスになりますので、未然に防止するということが大変大事じゃないかなというふうに思っておりますので、チラシの配布とか広報紙での周知、それから、将来はFMさつまさんだとかを活用して、何とかそういうコーナーもできたらなというふうに考えているところですけども。まずは、その出前講座等でアンケートを最後にとっておるんですけど、相談窓口が今までわからなかったとか、初めてこの講座で知ったとかという方々も意外とアンケートの中で多いというふうに考えてます。

私たちは、いろいろ周知していく中で、相当広がっているという自負はしておったんですけど、実際にふたを開けてみますと、まだまだ隅々までなかなか周知が徹底されていなかったなということで、反省もしております、今後は、もっともっとこういう広報活動とか、隅々まで周知する方法を徹底していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

○委員（井上勝博）決算附属書の47ページに、住基カードで現在利用できるものということで、広域住民票の交付、それから転入・転出手続の簡素化というのがありますが、この広域住民票の交付の実績をお尋ねしたいのと。それから、例えば、親の介護のためにこちらのほうに移住されていて、しかし、実際は住民票を移していないという方がいらっしゃるんですけど、そういう方々が住民票を移したいという場合に、もとのところに、市役所に行ってするのではなくて、こちらで全部

住民票の手続、転入手続ってというのは、できるんですか。そして、それは住基カードを使わないとできないんですか。住基カードを発行してもらわないとできないんですか。

○市民課長（榑 順一）まず、広域交付の実績ですけれども、47ページの5番の住基ネットに関する事で、（1）処理件数という表がございます。その中の2番目の住民票の広域交付99件と書いてございます。これが実績でございます。個々については、住民票が置いてある所在地以外の市町村が発行するという事で、出張でいらっしゃったり、それから帰省されてた方々が本市で住民票を発行されたという実績になります。

それから、住民票を移したいという方につきましては、もちろん本市の窓口で転出証明書を持って来ていただいて、手続をしていきますけれども、住基カードがなくてもそれはもちろん従来どおりできると。住基カードにつきましては、他市町村で住基カードを持っていらっしゃる方については、その住基カードを使って転入手続ができますので、転出証明書とかというのは不要となってきますので、住基カードがなくても従来どおりの転入届とか、そういった事務はできるということでございます。

○委員（井上勝博）ちょっと確認したいんですけど、要するに転出先の住基カードを持っていれば、薩摩川内市で全て転入の手続ができると。住基カードを持っていなければ、やはり転出届というのを発行してもらうために出かける必要はないということになるんですか。

○市民課長（榑 順一）転出証明書は、例えば薩摩川内市に来る前の住所が発行しますので、それは郵送で請求されるとか取り入ってもらって、持って来てもらわなきゃいけない。それをお持ちになって、薩摩川内市の窓口で転入手続をするということです。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査を行います。

それでは、市民健康課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

**○市民福祉部長（春田修一）** それでは、市民健康課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき概要を御説明させていただきたいと思えます。

決算附属書の59ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1、保健・医療体制の整備についてでございますが、救急医療体制の充実では、休日及び夜間における救急医療を確保するため病院群輪番制、これは川内市医師会に委託をしているところでございます。及び共同利用型病院運営事業、これは郡の医師会でございます。運営事業によりまして、市民への救急医療の提供に努めるとともに、一次救急医療体制の充実、休日・夜間の小児重症患者の対応のため、川内医師会等に対し、その運営の一部を助成したところでございます。

また、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対しまして、運営の一部を助成しております。

予防接種事故の救済につきましては、予防接種によります健康被害者を救済するため、予防接種法に基づき救済措置を実施しているところでございます。

次に、診療所の管理運営でございますが、無医地区等の医療確保のため、川内地域の5診療所の管理運営を行っているところでございます。平成25年10月からは、西方、湯田、寄田の診療所につきましては、月2回を1回にしたところでございますが、これは受診者が1回平均90人を下回るというようなこと等もございまして、医師の負担の問題等も考慮しながら月1回に変更させていただいたところでございます。なお、これにつきましては、事前に地区コミの会長さんとか、利用者の方々には意見等をお伺いしながら実施しているところでございます。

次に、60ページの巡回診療の実施についてでございますが、離島・僻地への特定診療科の医療を確保するため、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料巡回診療事業を実施したところでございます。

次に、健康づくり推進体制の充実でございますが、健康づくり推進協議会、食生活改善推進員の

研修会等を開催しながら、市民の健康づくりを推進しているところでございます。

2の保健センターの管理運営については、すこやかふれあいプラザと各支所の保健センターの管理運営を行っているところでございます。

3の健康づくりの促進でございますが、乳幼児・妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等も実施しているところでございます。なお、コウノトリ支援事業として、不妊治療の助成事業を行っておりますが、平成25年度は136組の夫婦に助成金を交付し、45名の方が妊娠に至ったところでございます。

また、こしき子宝支援事業では、27名の方に旅費等を助成していたところでございます。

次に、63ページでございます。

感染症等の予防対策でございます。BCG予防接種を初め、法に基づきます各種の予防接種を実施したところでございます。なお、昨年、流行しました風疹については、平成25年9月16日以降、報告はないところでございますが、県内387件中、川薩管内が306件と約80%であったことから、市の単独の予防接種助成事業を実施したところでございまして、655人の申請、内訳としましては妊娠希望者が464名、妊婦の夫が184名、その他7名というような実績があったところでございます。

次に、特別会計について御説明させていただきたいと思えますが、64ページの介護保険事業特別会計では、二次予防事業として対象者把握事業、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を行い、一次予防事業としましては、一般高齢者通所型介護予防事業、健康教育介護予防ボランティア事業等を実施したところでございます。

次に、各診療所の主要施策の成果につきましては、65ページからになります。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計で里診療所を初めとし6診療所の管理を行っているところでございますが、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業を活用しながら、電子内視鏡、超音波診断デジタルX線テレビシステム等の医療機器等の整備を行ったところでございます。

以上、市民健康課の主要施策についての概要の説明を終わらせていただきますが、この後、決算

の詳細につきましては、市民健康課長のほうで御説明させていただきたいと思っております。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（穴野克己）市民健康課でございます。よろしく申し上げます。

まず、歳出について御説明を申し上げます。

121ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費では、9億757万2,623円のうち、子育て支援課の子ども医療費助成成分を除いた5億9,480万6,359円を市民健康課として支出しております。

備考欄で説明を申し上げますが、事項、保健衛生一般管理費では、職員35人の人件費のほか、備品購入、歯科医院休日当番事業補助金が主なものでございます。

続きまして、事項、予防接種事故救済措置費では、予防接種による健康被害者を救済するために支出しているものでございます。

次に、事項、診療所管理費では、川内地域による5診療所の運営費を支出しております。

次に、事項、巡回診療事業では、甌地域に対し、特定診療科の巡回診療を実施した経費を支出しております。

子ども医療費助成費の下のところ、事項、保健対策推進事業では、市民の健康に対する意識の高揚を図るため、健康づくり推進協議会の開催、食生活改善推進員の研修会及び出会謝金が主なものでございます。

次の事項、地域医療対策費では、在宅当番医制運営補助金及び病院群輪番制病院運営事業補助金、国民健康保険直営診療勘定特別会計繰出金などが主なものでございます。不用額の主なものとしては、繰出金の、先ほど申し上げました国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の繰出金が7,136万6,554円ということでございます。

次の2目保健センター管理費では、3,059万8,816円を支出しております。備考欄で説明を申し上げますが、事項、すこやかふれあいプラザ管理費では管理人の報酬3人分、管内清掃業務委託ほか8件の委託料が主なものでございます。

次の事項、保健センター管理費では、樋脇保健センター浄化槽維持管理業務委託ほか30件の委

託料及び備品購入が主なものでございます。

123ページをお開きください。

次の3目保健指導費では、2億5,934万7,311円を支出しております。備考欄の事項で保健指導費では、健康管理システム補修委託が主なものでございます。

次の事項、母子保健事業費では、委託医の報酬193名分、妊婦・乳幼児健康診査委託ほか20件の委託料、備品購入、不妊・不育治療費助成金、公費負担医療費、いわゆる未熟児養育医療でございますが、主なものでございます。

事項、健康増進事業では、行政事務嘱託員報酬の1人分、胃がん検診業務委託ほか34件の委託料、備品購入、がん検診車航送料負担金ほか3件が主なものでございます。

不用額といたしまして、報償費の125万2,200円、これは検診の実績が減に伴うもの。それから、委託料837万6,160円、これは妊婦・乳幼児健診業務、審査委託の受診率が見込みを下回ったものだというものでございます。

それから、負担金補助及び交付金155万4,349円、これは負担金補助及び交付金の不用額については、不妊治療及び甌地域妊婦健診旅費助成金の申請が予定より少なかったためでございます。

扶助費の1,331万3,534円は、未熟児養育医療給付対象者が見込みを下回ったものというものでございます。

4目予防費のうち、市民健康課分でございますが、支出済額2億3,901万8,913円のうち、環境課の狂犬病予防事務費を除いた2億3,798万7,613円が市民健康課分として支出しております。

備考欄を説明いたします。事項、感染症等予備費では、看護師業務嘱託員2名分の報酬。

次の125ページをお開きください。

定期予防接種業務委託ほか26件の委託料及び昨年流行しました風疹等のワクチン接種補助金が主なものでございます。

不用額については、11節の需用費と13節の委託料でございますが、各種予防接種の接種者数が見込みより少なかったということで、薬剤医療費で2,696万954円、委託料で193万2,205円が不用額となりました。

次の135ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費でございますが、1億2,058万8,960円のうち、事項、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業では、市民健康課分は介護予防事業嘱託員報酬など455万1,036円でございます。

ここで、一つ訂正をお願いいたします。

介護予防事業嘱託員1名となっておりますが、これ申しわけございませんが、2名に修正をお願いいたします。

次の137ページの備考欄の予算については、2名分の嘱託員の報酬、社会保険料及び労働保険料にかかわるものでございます。

次に、一般会計の歳入について説明をいただきますので、前に返っていただきまして、決算書の17ページをお開きいただきたいと思っております。

13款2項2目1節保健衛生費負担金になりますが、備考欄で説明をいたします。未熟児養育医療給付自己負担金で平成25年度より県から権限移譲された事業で、所得に応じた自己負担金の収入でございます。

次の21ページをお開きください。

14款1項3目1節保健衛生使用料についてですが、備考欄の市民健康課分は、すこやかふれあいプラザの施設使用料及び自動販売機、電柱等の行政財産目的外使用料でございます。

次に、37ページをお開きください。

備考欄の15款2項3目1節保健衛生費補助金でございますが、母子保健衛生費国庫補助金、これは未熟児養育医療国庫負担金分でございますが、あと感染予防事業費等国庫補助金でございます。

次に41ページをお開きください。

16款1項2目1節保健衛生費負担金でございます。未熟児養育医療費等県負担金でございます。

次の45ページをお開きください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金でございますが、市民健康課分は鹿児島県地域振興推進事業補助金、これはフッ化物応用普及事業など、8件でございます。

次に、51ページをお開きください。

16款3項3目1節保健衛生費委託金は権限移譲事務委託金でございます。

次の67ページでございますが、21款5項4目1節雑入でございます。市民健康課分は真ん中より少し下のところでございますが、実習生受け入れ謝金など8件でございます。

以上で、議案第94号、平成25年度一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、市民健康課分についての補足説明が終わりました。

ここで、休憩いたします。再開を概ね午後1時といたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに市民健康課分について、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。質疑はありますか。

○委員（井上勝博）乳がん検診についてなんですけども、いいんでしたよね。決算では、ちょっと報告をされたかどうか、ちょっとわからなかったんですけど。乳がん検診については、たしか少し、制度を変えられたんじゃないかと思うんです。それで、そのことについて、ちょっと予算のときに、私は、やっぱり、他市町から比べれば、確かに薩摩川内市のほうが進んでるんだけれども、やることは後退をすると。年齢を引き上げるというか、そういうふうにしたんじゃないかということで、その議論をしてたんですよ。そのことについて、この決算の中では、それを今どういうふうに評価してるかっていうことについて、わかりますかね。

○委員長（江口是彦）質問わかりましたか。

○委員（井上勝博）いやいや、乳がん検診について、他市町村と比べて、薩摩川内市のほうが30歳からの検診にしてたんだけれども、それを引き上げるというようなこと、したんじゃないかたけでしたっけ。40歳にしたんじゃないかたけ。それは、ほかの鹿屋市とか、霧島市では実施してない。だけど、それから比べれば、まだ進んでるわけですよ。薩摩川内市は。だけど、そのすぐれた制度を少し後退させたということで、予算の中で議論した経過があるんですよ。

○市民福祉部長（春田修一）多分、乳がん検診が国の補助対象になってた部分が5年間を経過したことによって、その対象が外れてきたと。対象

がなくなってきたという議論だったと思いますが、本市の場合は、国の対象になっている部分以外にも含めまして、従来どおり30歳からの部分でやっているとございまして、ほかの団体と比べてというわけじゃないんですけど、後退したということは、平成25年度の予算の中ではないところでございます。

○委員（井上勝博）そしたら、検診の制度は変えてないんですか。変えるという話をしたんじゃないなかったでしたっけ。違う。

○市民福祉部長（春田修一）乳がんの御質問でございますが、この件につきましては、平成25年度は、制度自体は変えてなくて、平成24年度と同じような形でやっているところでございます。ただ、先ほど言ったように、国の補助対象となる以外の部分を本市の場合やっておりますので、その分、一財の部分の投入額というのは、かなり大きくなってきているということは事実でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑願います。

○委員（永山伸一）済みません。二、三、じゃあ、教えてください。

まずは決算書の22ページの行政財産使用料金額は1,500円なんですけど、目的外使用という話だったんですが、西方診療所分で、何でされたのかまず教えてください。そしたら、また、参考にしたいと思います。どんな目的外使用があったのかということが一つ。それから、附属書の62ページで、今、がん検診が出ましたけど、このがん検診事業で、それぞれのがんの受診率が出てます。この受診率をどのように評価されてるのかという部分。まずはこの2点、お願いします。

○市民健康課長（宍野克己）1番目の雑入でございますが、西方診療所にございます電柱の1本分の使用料ということで、歳入がございまして。電柱です。電柱。年間1,500円の電柱使用料と。

それから、2問目のがん検診の率をどう捉えているかという御質問だったと思いますが、健康かごしま21では、がん検診の受診率の向上について、指標を40から69の率で50%という目標率を掲げております。当面は40という形でございます。それからすると、それぞれの率があるんですが、胃がん検診が他の検診と比べて低い状況であるということから、市が行う胃がん検診については、もうちょっと何とか方向性を見つけて、

もうちょっと高くしていきたいなど。将来的には50という目標がございまして、できるだけ、それに近づけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（永山伸一）雑入は済みませんでしたね。余計なことでしたね。受診率の関係。健康かごしま21で、うちもそういった目標も立てて取り組む中で、なかなか受診率が上がらない。これはまた対象者の問題もあるんでしょうけど、対象者の意識高揚に、受診率が高まるような形で、市民の健康を守るためにも、受診率の向上につながるような広報、あるいは推進に取り組まれないということ申しておきたいと思います。

もう1点、これは国保の直営診療所関係も、委員長、よろしかったですかね、あわせて。よろしかったですかね、ここで。

○委員長（江口是彦）特別会計ですから、次に。

○委員（永山伸一）別。

○委員長（江口是彦）次にすぐ議題取り上げますから。

○委員（永山伸一）別、別。

○委員長（江口是彦）別でしまししょうか。

○委員（永山伸一）国保診療所は、また、じゃあ後ほど聞きます。以上。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。もう1回確認したいんですけど、自己負担額を引き上げてませんか。乳がん検診の。引き上げてない。

○市民健康課長（宍野克己）グループ長に、ちょっと中身は。

○主幹兼健康企画グループ長（越路三保子）30歳代の乳がん検診の自己負担は法定外ということで、平成25年度には値上げをしています。3,000円です。

○委員（井上勝博）そういうやりとりだった、ちょっと私もしっかりと認識してなかったんで、そういう自己負担額を引き上げの問題なんですよ。やっぱり、乳がんで亡くなれるというの、ときどき聞くことがあるわけですよ。若いと、とりわけ進行が早くて、あっという間に亡くなれたりという場合があって、特に若い方の乳がん検診というのは、大事なんじゃないかと。だから、引き上げについては、自己負担額を引き上げについては、他市よりはすぐれているとはいえ、薩摩川内市でも、そういう負担額引き上げじゃない方向、

つまり、引き下げようと。自己負担額を引き下げようというお話をしていたわけですよ。その辺について、この受診率というのが30代の方についての自己負担額の増加によって、何らかの影響というのがあったかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（江口是彦）グループ長でいいですか。

○主幹兼健康企画グループ長（越路三保子）平成24年度の受診者数が772人、平成25年度が840人ですので、自己負担額は上がりましたけれども、受診者数は少しふえているという結果でした。

○委員（井上勝博）全体ですよ。要するに若い方、30代の引き上げをされたわけですけど、その辺はわかんないんですか。

○市民健康課長（宍野克己）今、グループ長が申し上げたのは、30代の女性に限ってのことです。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。はい。ほかに。

○委員（中島由美子）今のがん検診ですが、胃がん検診がやっぱりバリウム検診ですよ。そのあたりをこれまで何度か言っているんですが。もう少し、今、大分、血液検査とか、便検査とか、尿検査とか、3種類、4種類、ピロリ菌検査をすることによってということは今までも言ってきたんですが。なかなか国の方針が変わらないということで、このままなんです。やはり、検診率を上げようということとか、ここで言ったらあれかもしれないけど、この間の高齢者の件とか、いろいろあったときに変えていくべきかなと思うんですが、そのあたりはどう考えていかれるか、お願いします。

○委員長（江口是彦）胃がん検診のあり方を含めて、部長、何かありましたらお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）検診の、本市の場合は、悪性新生物による死亡者という部分も高い順位を占めておまして、今おっしゃるような件については、十分今後考えていかなければいけないだろうと思っております。ただ、基本的には、国の方針なり、そういう部分に沿った形で、市としても対応していきたいというふうには考えております。ただ、先ほど言ったように、対象者とか、そういう部分を法定以外の部分で本市実施しながら、予防という意味で、早期発見という意味で、

取り組んでるところでございます。今後は、PRとか、広報のあり方とか、そういう部分も考えながら、対象者については、考え方については、国の方針に基づいてやりますが、啓発とか、そういう周知関係の部分について、より積極的、効果的な対応をしながら、受診率の向上に努めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（江口是彦）いいですか。

○委員（中島由美子）もう1回だけ、結構、ピロリ菌検査ということでは、他市町村も結構導入が始まっていますから、もう御存じだと思いますので、そこあたりをまたしっかりと。せめて、対象年をですね、年とかも考えながらされると簡単な検査で、これが胃がん検診の受診率に反映されるのかはわからないんですけど、私は、そこ辺はわからないんですが。もし、反映されるのであれば、そういう簡単な検査で受診ができるわけですから、結構、高齢者の方々が負担が軽くて受けてくださるのではないかと思いますので、検討していきたいことをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

○委員（新原春二）1点だけ、救急医療体制のことについて、お聞かせください。

救急医療体制の維持をするために、医師会病院、済生会病院に2次救急当番日を設けてお願いをしてあるわけですけども。以前、コンビニ受診を防止するために、そういう方々についてはお金をいただきますよという話があったんですけども。今、その救急医療体制の実態というのは、わかっておればお知らせください。どんなもんで、コンビニ、必要ないのに救急車を使って、医療に行くちゅう体制が現在的に多くなっているのか、減少しているのか。そこら辺の体制というのはどうなっているのか、お知らせください。

○市民健康課長（宍野克己）今、数値について、ちょっときょうは持ち合わせていないので、あともっとと考えております。一部負担金の増については、前に済生会川内病院が紹介のない方については1000円プラスということでしたということは聞いています。市民病院のほうは、それはまだしてないというふう聞いてます。

後で、その数値については知らせて……。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○委員（新原春二）この事業については、非常

に大切なことですし、非常に市民としても関心のあることですので、平成25年度に、どの程度、救急医療体制であったのかちゅうことも含めて、負担金を済生会病院がお願いしますよちゅうことで、何件ぐらいの負担金のあれがあったのか。それによって、そういう事例が減ってきたのか。まだまだ依然として平行線をたどっているのか。そこら辺の実態が平成25年度どうだったかちゅうことだけ知らせてください。

○市民健康課長（宍野克己）先ほども申し上げましたとおり、ちょっと今持ち合わせておりませんので、後で御報告したいと思います。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

○委員（瀬尾和敬）けさ、健康格差という言葉が新聞を見て、どういう言葉なのかなと考えたところでした。私は端的に健康をお金で買えると。例えば、富裕層は、いい治療を受けて健康を保てる。貧困層は、いい治療を受けられないから健康を害するんだと、ぐらいに思っていたんですが。よく調べてみると、この健康格差というのは、もっといろんな要因があると。社会的な要因、地域の要因とか、いろんなのがあるというのを学んだところでした。

そこで、この附属書の59ページの一番下のところに、「無医地区等の医療を確保するために」とあるんですが。西方、湯田、寄田、久見崎、高江、それらの診療所にお医者さんを派遣して診てもらおうと。これは年に恐らくこの日数だろうと思うんですが。これはある意味で、格差という言葉で言うと、ちょっと少ないんじゃないかなという気がします。65ページは、まだ、これから一番下のほうにあります附属書のですね。甑島の診療所の患者数とか出てくるんですが、これは後ほどの特別会計のところでも出てくるわけですけども。これを見ると、甑のほうには相当手厚く医療行為が行われてるのかなと気がします。我が薩摩川内市は、離島もありますし、そして陸の孤島と言われるような先ほど申し上げたようなところもあります。医療の機会というのは、ある程度、格差がないようにしていかなければならないと考えています。今後、我が薩摩川内市としても、例えば、甑島のお医者さんの確保とか、看護師の確保とか、いろんな問題があると思いますけれども、将来を見据えて、どのような展開をお考えなのか。

概略でよろしいですので、部長、思いをおっしゃってください。

○市民福祉部長（春田修一）非常に難しい質問でございますが、健康格差という部分、きょうの南日本新聞の中で出てまして、あの中でも平成12年ですか、平成12年に個人の意識を高めていくということが、今後非常に重要であるというような形で書かれてたような気もします。本市の場合も、個人の健康は個人で守るという大原則と申しますか、そういう意識を高めるような施策を一方ではしながら、健康格差がなくなるような手だてを打っていかないといけないだろうと思っています。

片っぱ、それを受ける医療体制でございますが、医療体制につきましては、市の単独事業で、いろんな形で、救急医療も周産期医療対策も含めましてやっているところでございますので。ただ、医師会等の懇談の中で今出ておりますのは、そういう医療体制を維持するために、看護師あるいは助産師、そういうスタッフも不足してきてる。人材が不足してきてるというような話が出ております。ですから、片っぱでは、市民の健康に対する意識を高めながら、行政としては、医療ができるような体制整備を、いつでも受けられる医療体制という分を今後医師会と協議をしながら、より効率的な部分で進めていく必要があるだろうというふう考えております。

特に、甑島との問題等もございしますが、その分については、市長のほうもおっしゃいますように、甑島については、甑架橋ができた時点で、ある一定の方向性を出してしていかないといけないのではないかなど。今、それぞれ6診療所あるわけでございますが、スタッフの問題も含め、医療の医師の確保の問題も含めて非常に厳しい状況がありますので、医師の負担を軽減する、看護師の負担を軽減するという意味も含めて、甑の医療のあり方という部分は、今後考えていかないといけないだろうというふうには考えてるところです。明確な答えにはなっておりませんが、市民の意識を高めるという一つの施策と現在の医療体制をどのようにして確保していくのかと、この二つを今後、大きな柱で考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）いいですね。

○委員（永山伸一）私、細かいこと、また聞くようですが、決算書の124ページです。予防費のその需用費の関係、2,700万もの不用額が出てます。予算額にすれば、約2割。先ほど、ちょっと、いろいろ医薬品何かの不用な分があったというようなことがあったんですが。まず、ここを、金額が高い順に幾つか不用であったもの、買わなくて済んだもの、そこら辺わかっていたら、教えてください。

○市民健康課長（宍野克己）不用額の中身についてでございますが、大きく、扶助費の1,300万円につきましては、先ほど申しましたとおり、未熟児の養育医療給付の対象者が見込みより下回ったと。これにつきましても、仮に、対象者に生活保護世帯が一人いますと、それだけで、もう600万円違ってくるということです。ですので、予算の減額に当たっては、そういった方がいるかもしれないということで、多目に見とかなければいけないというのが一つ。

それから、薬代のほうでございますが、ワクチンのほうが大きく余っているという件につきましては、子宮頸がんワクチンの問題で、積極的な勧奨をしなかったのも、一つ大きく余った原因の一つでございます。

以上です。

○委員（永山伸一）具体的に金額をちょっと示していただければありがたいんですが。

○市民健康課長（宍野克己）グループ長に中身のほうを答弁させます。

○主幹兼予防グループ長（小田原謙一）予防接種のワクチン代ですけれども、ヒブワクチンが582万円のちょっと不足です。そして、麻しん風疹が57万6,000円余っております。日本脳炎、ポリオで100万円ぐらいの残、余りとなっております。細かい数字、もうちょっと足りないですけれども、全体的に2,000万。ちょっと読めない面がありまして、最終的に12月補正で落とすというのがなかなか難しい。はやりがあったりしますもんで、ちょっと読めないので、2000万円余らせてしまいました。

○委員（永山伸一）予防費のこのワクチン代というのは、なかなか流行の時期が読めないという部分もあって、確かに難しい部分があるかと思うんですが。12月も、逆に言えば、3月もあったわけで、そこら辺、ワクチン代だけじゃない

でしょうから、いろんな需用費ですんで、ほかの分もあったんでしょうけど。当初予算を組む段階において、ワクチンについては執行残が出ざるを得ないという部分はわかるんですが、ここについては、金額がこれだけ多額になるという部分については、執行予定をしっかりと立てて臨んでほしいというふうに言わざるを得ないのかなというふうに思うところです。

いろいろ、市民の健康のために、もう予算がありませんから、ワクチンがありませんというわけにもいきませんので、非常に厳しい面であるんだけれども、執行計画は立てられるわけですので、特に予防接種であっても。そこら辺、また次年度、次年度の予算編成に当たっては、しっかりと、平成26年度の執行も含めて、しっかりと臨んでほしいというふうに意見しておきます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）附属書の63ページにある介護予防評価事業費のことです。これについては、要するに介護認定を受けてない方というふうに理解していいんですか。介護認定を受けてない方で、要介護状態になるおそれのある高齢者についての調査ということなんだと思うんですが、ちょっと、この事業概要をもう少し御説明いただけますか。

○委員長（江口是彦）答えられたら、いいですか。

○市民健康課長（宍野克己）担当グループ長に

○主幹兼健康増進第2グループ長（常盤美幸）この介護予防評価事業につきましては、県の緊急雇用の制度を使いまして、平成24年、

25年で把握されました2次予防対象者、介護予防の2次予防対象者という介護状態になるおそれのある方を把握する事業がありますが、その方たちを把握しても、事業になかなかつながらない。というのは全国的な課題でもあるんですが、その把握された方々が、事業にはつながっていないけれども、ちゃんと元気で過ごされているというのを把握するため。もしくは、事業に参加されてない方で、ちょっと問題がある方を把握するために、4,000人ぐらいの方がいらっしゃいましたので、その方を全戸訪問を目標にしまして、看護師を雇い上げて、実態調査をしたこととなります。

以上です。

○委員（井上勝博）要するに認定を受けていな

いという方々が、実は要介護に、もしかしたらなるかもしれないという方々を調査されてると。その調査について、何か調査されて把握できた問題というか、そういうものは、ここではないんですか。何か数字的なものだけじゃなくて、特徴とか、問題点とか、対策はどうすべきなのかとかなんですか。

○市民健康課長（宍野克己） まず、先ほどグループ長が申し上げました、平成25年度につきましては、全体で、2万六、七千人の対象のうちの基本チェックリストが1万3,000人ぐらいで毎年行っていた分を平成25年度に限っては、新規と未提出者ということで限らせていただいて、396名ということでございまして。今までの済んだ分については、それぞれ全体の中で計画をつくってやっている。今回の平成25年度に限っては、400人足らずの方でございましたので、そこだけのというデータは、今のところ、持ち合わせておりません。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） ちょっと協議会に切り替えて、委員長から要望を、意見を言うというのができませんので、協議会の中で。

~~~~~

午後1時29分休憩

~~~~~

午後1時30分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦） 本会議に戻します。

質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第94号一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止します。

△議案第106号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦） 次に、議案第106号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己） まず、歳出から御説明申し上げますので、347ページをお開きい

たきたいと思います。

1款1項1目一般管理費では、5億8,022万67円を支出しております。

備考欄でございますが、事項、一般管理費で、職員の39人の給与費、嘱託員37名の報酬、社会保険料等ほか、手打診療所における診療業務委託ほか56件、里診療所外部建具改修工事ほか5件、手打診療所医療事務システム機器ほかの備品購入費27件、派遣医師負担金ほか19件でございます。

次に、2目の研究研修費でございますが、765万3,165円を支出しております。

備考欄でございますが、全額事項、医師研究研修事業費でございます。歯科受託研究委託、医学用図書一式ほかの備品購入2件、各診療所における薩摩郡医師会負担金ほか10件が主な経費でございます。

次に、349ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費では、5,381万8,262円を支出しております。

備考欄でございますが、各診療所における医療用機械器具の整備及び修繕等に係るもののほか、電子内視鏡システム1台ほか18件の備品購入が主なものでございます。

次に、2目医療用消防機材費では、3,338万4,362円を支出しております。

備考欄でございますが、各診療所における医療用消耗品等に係るもので、臨床検査業務委託ほか10件が主なものでございます。

次に、3目医薬品衛生材料費では、2億5,461万5,152円を支出しております。全額診療所における医薬品の購入に係る経費であります。

次に、2項1目給食総務費では、33万6,238円を支出しております。全額、入院給食一般管理費でございます。

次に、2目給食用材料費では、599万6,353円を支出しております。全額、給食用賄い材料の購入経費でございます。

次に、4款1項1目元金では、1,294万2,955円を支出しております。全額、長期債償還元金でございます。

次に、2目利子では、220万4,883円を支出しております。全額、長期債に係る償還利子でございます。

次に、6款1項1目予備費の充用については、執行はありませんでした。

以上、歳出合計は、9億5,117万1,797円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入について説明をいたします。戻っていただきまして、341ページをお開きください。

1款診療収入の説明につきましては、入院、外来合わせまして、収入済み額5億7,195万4,735円となっておりますが、収入未済額につきましては、1款1項5目一部負担金、2節滞納繰越分でございます。手打診療所における1件1名分の10万円となっております。

なお、現年度分に係る収入未済額はございません。

343ページをお開きください。

次に、2款1項1目1節施設使用料106万920円は、診療所敷地内に設置されている九電柱等の行政財産使用料及び研修医等の宿泊に係る医療従事者住宅使用料でございます。

2項1目1節診断手数料でございますが、254万8,370円は、診断書の作成にかかわる手数料であります。

次に、4款1項1目1節施設整備補助金でございますが、2,364万6,000円は、里診療所ほかの医療機械器具の整備に充当した特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

次に、7款1項1目1節一般会計繰入金でございますが、2億9,167万6,446円であります。

次の7款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は、5,260万9,000円でございます。

9款2項2目1節雑入でございますが、766万7,326円でございますが、嘱託医の診療委託料、保険適用外医療用消耗品等が主なものでございます。

345ページをお開きください。

以上、収入済み額の合計は、9億5,117万1,797円で、収入未済額は10万円となっております。

次に、恐れ入りますが、351ページをお開きください。

実質収入に関する調書でございます。

収入総額9億5,117万2,000円、歳出総

額9億5,117万2,000円で、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、財産に関する調書について、該当のある事項について説明いたしますので、383ページをお開きください。

2の重要物品現在高調べでございますが、市民健康課分は、表中の左側の事務用機器の4件のうち1件の増。電子計算機器類の6件の増と、21件のうち9件の減は、電子カルテ機器の更新でございます。

また、表中の右側の衛生医療用機器類の8件のうち6件の増と、6件の減が上甌診療所の電子内視鏡システムほか医療用機器更新でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（永山伸一）1点だけ。附属書のちょうど中ほどに、各診療所において経営改善計画書を作成して、職員の資質向上などに取り組むために研修会等を実施したということであります。ことし、やったのは、あの人は新規採用の方でしたんで、多分、この研修会にも出なかったんだというふうに、今、考えてるんですが。診療報酬明細等の指導というのはレセプトの関係ですんでいいんですが、看護師等の研修会、こころ辺をどのような研修会をなさってるのか。また、先般の事故を受けて、部長の報告もあったんですが、きちっと再発防止に取り組みたいということなんですが。そういった部分で、平成26年度あるいは今後、そういった研修会をしたにもかかわらず事故が起こった。幸い、その方はこの研修会に出てなかったと思うんだけど、そこら辺の研修内容の、平成25年度の研修内容、それから本年度実施されたのかも、また、されてないのか、わかりませんけど。そういう再発防止に対するそういった研修内容等も、これに含まれるのかどうか。そこら辺、おわかりであれば、お願いします。

○市民健康課長（矢野克己）診療所の職員の研修体制のことに対するお問い合わせだと思います。平成26年の4月採用の職員の医薬品の盗難事件について、その職員につきましては、今回のこういった研修は受けてないというのは、委員が御指摘のとおりでございます。その事件を受けまし

て、本年度、9月、10月に開催予定の医薬品の管理体制に対する委託料の支出につきましては、7月に前倒しをしまして、対応したところでございます。

あと、平成25年度につきましては、そのほか看護師等の研修体制ということでございますが、主には、相良病院から緩和ケアの病棟主任ということで、主任看護師さんを招いて、研修会を長浜診療所で、11月16日、平成25年の11月に行ったということが一つでございます。

また、診療所内の職員間の研修につきましては、特にこの委託料で研修しているということではありませんけど、それぞれの診療所間の横のつながりというのが余りできてないと私も思っておりますので、その辺については、今回の事故も含めて、さらなる検討を重ねて実施していきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（永山伸一）言いたかったこと、課長のほうから先に言われてたんですが、それぞれの診療所で、それぞれの研修がなされてんだろうなというふうに思ってます。ただ、全体通した診療所の職員も含めて、ちゃんとした経営改善計画もあるわけですので、そういった取り組みを今後さらにお願いをしたいというふうに思います。

あと、もう1点、決算書で見ると347ページの研究研修費の中に、こういった各診療所の研修費というのは含まれているのかなと思うんですが、ここを見たときに、医師研究研修事業費がこんだけあって、細かい部分で触れてないもんだから、よくわからないんですけど。予算的にどの程度研修費用を、済みませんね、平成26年度見てないもんだから、見てないちゅうか、ちょっと手元にないもんだから、平成25年度、どの程度、この研修で使われたのか、わかれば教えていただけませんか。

○市民健康課長（宍野克己）今、ちょっと調べておりますので。主には、医師。医師がいわゆる先進の医療の技術を学ぶために島外に出させていただいて、研修をしていただく。その旅費が主でございまして、看護師につきましては、そういったところが、この費用の中には入っていないところでございます。

ちょっと資料について、今ちょっと探しておりますので、あともって見つかりましたら報告しま

す。

○委員（永山伸一）また、後ほど教えてください。来年度への参考にしたいと思えます。要するに、各診療所の運営管理や経営改善、医療支援体制の充実を今後ますます図るためにも、こういった研修会等の――離島における診療所のそういった連携をとった研修会の、実施をぜひ希望しておきます。

以上です。

○委員長（江口是彦）要望であります。ほかに御質疑ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時46分休憩

~~~~~

午後1時48分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦）次は、保険年金課の審査を行います。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第94号一般会計歳入歳出決算を議題とします。

保険年金課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） 済みません。それでは、保険年金課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき御説明をさせていただきたいと思っております。

66ページをお開きいただきたいと思います。

1の国民年金に関することにつきましては、年金受給権の確保を図るため、各種相談受付及び進達事務を行い、また、保険料減免制度の周知及び申請受付・進達年金制度に係る広報活動、適用事務の推進を行ったところでございます。

平成25年4月1日現在で、2万8,459人の受給者となっております、年間93億の受給額と、本市の場合なっているところでございます。

次に、67ページの国民健康保険事業の推進でございますが、安定的な運営を確保するため、平成25年度においても、一般会計から2億5,000万円の法定外繰入れを行ったところでございます。国においては、社会保障制度改革プログラム法に基づきまして、国保運営の県への移管など、改革の具体的な検討が現在行われているところでございます。来年の通常国会に改正法案が提出される予定となっております。これにより、国保制度も大きく変わることになるため、今後、情勢を見守って情報収集する必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、3の後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診、人間ドック補助の執行、特別会計の繰出金を支出したところでございます。

最後に、国保、後期高齢の特別会計に係る成果、特に給付状況については、国保特会は68ページからでございます。後期高齢者特会は72ページから記載してあるとおりでございますが、詳細の説明については省略させていただきますが、国保につきましては、被保険者が2万3,701人ということで、これは平均でございますが、年々若干でございますが減少をしてきているというような状況でございます。これは、後期高齢へ、75に到達しますと移行するという事等も起因しているのかなというふうに考えております。

次に、保険給付費、療養給付費でございますが、80億5,000万円ということでございまして、これは横ばいでございます。ただし、先ほど被保険者で申しましたように、一人当たり、給付費は横ばいで被保険者が減でございますので、当然一人当たり医療費というのは増加してきているという

部分でございます。

次に、特定健診でございますが、特定健診につきましては、鹿児島県内の市の中では上から2位ということで、検診率は非常に高い状況でございます。ただ、目標が60%という形で設定しておりますので、今後も、この目標に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

後期高齢でございますが、被保険者が1万6,149人でございます。これは時系列的に見ますと微減になっております。入ってこられる方は、国保から後期高齢に行かれる方が多いんですが、逆に75歳以上でございますので、自然動態の関係がございまして、被保険者自体は、本市の場合は微減というような状況でございます。

保険給付費につきましては、141億5,000万円ということでございます。これは被保険者の負担分でございます、費用額で申しますと、約160億というのが本市の後期高齢の医療費の状況でございます。

保険料の徴収率が各市町村になっておりますが、本市の場合、99.3%。普通徴収が97.9%で、特徴は100%という形になっております。これも昨年度と比べますと、0.1%の減という形になっておりますが、99.3という形で、徴収率についても努力をしているところでございます。

以上、保険年金課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、保険年金課長のほうで御説明させていただきたいと思っております。

○委員長（江口是彦） 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について、当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真） それでは、平成25年度の保険年金課にかかわります一般会計の歳入歳出決算について、御説明いたします。

まず、歳出について御説明申し上げますので、決算書の109ページをお開きいただきたいと思います。

まず、3款1項4目国民年金費でございます。支出済み額1,648万5,117円で、国民年金業務嘱託員一人分の報酬及び職員二人分の給与費等で、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、125ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項5目国民健康保険対策費であります、支出済み額10億143万8,707円で、窓口業務嘱託員報酬、職員16人分の給与費、国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

平成25年度の国保特別会計繰出金についても、保険基盤安定繰出金から出産育児一時金繰出金までの法定の繰出金と、国保事業運営の健全化のため、先ほど部長からもありましたが、財政支援繰出金として、法定外の2億5,000万円の繰り出しを行っております。

28節繰出金の不用額について御説明いたします。

これは、国民健康保険事業特別会計の繰出金で、出産育児一時金にかかわります交付税措置分を繰り出しをいたしますが、この実績が見込みを下回ったことが主な理由でございます。

次に、同ページの下の方、同項7目後期高齢者医療対策費でございます。

支出済み額16億6,795万8,838円で、主なものは、長寿健康診査等委託料及び広域連合への負担金、後期高齢者医療特別事業特別会計への繰出金でございます。

不用額について御説明いたします。

13節委託料の執行残については、長寿健康診査委託料の実績に伴う不用額でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の執行残は、広域連合市町村療養給付費負担金の実績に伴うものであり、通常、広域連合から指示額の変更が来て、減額補正を行なうところでございますが、これは療養給付費であるため、減額の指示もなく、また、当初見込みに対して実績も上がらなかったことから、執行残として残ったものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして、33ページをお開きいただきたいと存じます。

15款1項2目衛生費負担金、1節国民健康保険医療助成費負担金は、収入済み額3,775万958円で、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分の歳入であり、負担率2分の1でございます。

続きまして、39ページをお開きください。

同款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金では、保険年金課分は、備考欄の保険年金課にありますとおり国民年金事務費交付金であり、

国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数等を乗じて算出されております。

続きまして、41ページをお開きいただきたいと存じます。

16款1項2目衛生費負担金、2節国民健康保険医療助成費負担金は、収入済み額2億9,669万3,235円で、保険料軽減分及び保険者支援分にかかわります県負担金であり、負担率は保険料軽減分4分の3、保険者支援分4分の1となっております。

次に、3節後期高齢者医療助成費負担金は、収入済み額2億7,979万833円で、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金に係る県負担金で、負担率4分の3となっております。

次に、21款5項4目雑入になりますが、保険年金課分は67ページをお開きいただきたいと存じます。

備考欄の下段、下の方をごらんいただきたいと存じます。保険年金課分は、老人保健医療事業にかかわります返納金、後期高齢者医療市町村給付負担金返還金、また、後期高齢者医療制度事業補助金等であり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助金等々となっております。

財産に関する調書については、国民健康保険高額療養資金貸し付け基金等がございますが、関連がございますので、次の国保特別会計決算のほうで説明をさせていただきたいと存じます。

以上で一般会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

ここで議案第94号一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止いたします。

△議案第105号 決算の認定について  
(平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦）次に、議案第105号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は、312ページからになります。

なお、歳入の冒頭で、保険税等、税務課関係分を説明させていただきます。

また、特別会計につきましては、費目が多いことから、基本的に款単位により、簡潔に説明させていただきたいと存じますので、御了承いただきたいと存じます。

まず、歳出について御説明申し上げます。326ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費は、支出済み額1,609万2,762円で、国保被保険証等作成業務等の委託業務及び被保険者数などによる国保連合会負担金が主なものでございます。

13節委託料の不用額については、入札執行に伴う残額でございます。

次の2款保険給付費は、支出済み額81億2,865万8,369円で、328ページにかかまして、療養諸費、高額療養費、葬祭諸費、移送費、出産育児諸費を支出しております。内容及び件数等については、備考欄を御参照いただければと存じます。

なお、保険給付費にかかわります、それぞれの不用額につきましては、給付費等の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる執行残でございます。

次に、同ページの3款後期高齢者支援金拠出金から330ページの6款介護納付金につきましては、それぞれ後期高齢が75歳以上、前期高齢65歳以上75歳未満、既に制度廃止をされておりますが、老人医療にかかわります75歳以上に関するもの。介護が40歳以上65歳未満の被保険者数が各保険者において異なるその格差を調整するもので、本市、国保保険者としての拠出金等で、社会保険診療報酬支払い基金へ支払うものでございます。

次に、330ページの7款共同事業拠出金は、支出済み額15億7,291万5,175円で、高額医療について国及び県内で再調整するもので、その拠出金になります。

なお、レセプト1件80万円以上を対象とします高額医療費共同事業と30万円以上80万円未

満を対象とします保険財政共同安定化事業がございます。

次に、8款保険事業費は、支出済み額1億5,845万200円で、1項特定健診保健指導事業費では本土支所、保健師業務嘱託員等5人の報酬や特定検診保健指導事業の経費を、同ページから332ページの2項保険事業費では、人間ドック補助金、レセプト点検嘱託員等二人の報酬及びジェネリック医薬品差額通知事業などを執行したほか、3項早期介入保健指導事業費では、特定健診の要指導ではない予備軍の者に対し、早くからの生活習慣の改善指導を行なう各種教室を実施しており、医師、看護師、栄養士等の謝金が主なものでございます。

次に、50万以上の不用額について御説明いたします。

済みませんが、前に返っていただきまして、330ページの8款1項1目特定保健指導事業の13節委託料につきましては、特定健診の受診者数が年度末まで確定できないことによる執行残でございます。

次に、同ページの2項1目疾病予防費のうち13節委託料については、診療報酬明細書の件数が年度末までに確定できないことによる執行残でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金につきましては、人間ドック補助金等の件数が年度末までに確定できないことによる執行残でございます。

続きまして、332ページをお開きいただきたいと存じます。

9款基金積立金は、国民健康保険基金より生じた利息分を積み立てたものでございます。

次に、11款諸支出金は、支出済み額2億1,099万2,140円で、1項償還金及び還付加算金では一般被保険者、退職被保険者への保険税還付金や、3目償還金で、平成24年度国保療養給付等負担金返納金など清算等に係る国庫県支出金の返納を。2項繰出金では直営診療所施設設定への繰り出しや、収納率向上対策事業として一般会計へ繰り出しをしております。

11款1項償還金及び還付加算金の執行残につきましては、当初見込みに対して、実件数が少なかったものによるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

初めに、税務課より国民健康保険税の決算状況

を説明し、その後、保険年金課関係について御説明いたします。

○**税務課長（山口秀昭）** それでは、税務課、収納課に関する部分を御説明いたします。

決算書の318ページをお開きください。税務課、収納課、歳入の1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料、11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の関係分について御説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入済み額17億2,314万9,745円、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済み額1億3,902万3,910円。結果として、一番上になりますが、一般退職を合計した国保全体では、収入済み額18億6,217万3,655円、収納率は、現年課税分が91.4%、滞納繰越分が10.6%で、全体では、67.0%となっております。

不納欠損額につきましては、一般分と退職分を合計した3,637万3,551円で、件数は2,507件であります。不納欠損処分主な理由は、時効が1,198件、担税力未回復が1,250件、ほかは所在不明等でございます。

次に、収入未済額であります。現年度分が1,917人の歳入還付未済額1万2,700円を含めた1億6,680万886円、滞納繰越分が、2,612人の7億1,473万6,978円となっております。

なお、収入未済額の処理状況は、差し押さえ中の者が306人、交付要求中の者が11人、催告中の者が4,212人です。

次に、2款使用料及び手数料です。1項使用料2目1節督促手数料は、収入済み額163万2,850円となっております。不納欠損額は21万9,750円で、これは本税の不納欠損に伴うものであります。収入未済額は、歳入還付未済額300円を含めた378万7,750円です。

322ページをお開きください。真ん中あたりです。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の合計で、収入済み額は355万2,618円です。過料は発生しておりません。

なお、国民健康保険の加入状況であります。世帯数で、1万4,697世帯、被保険者数は2万

3,366人です。加入割合にしまして、全世帯数の31.95%です。

以上で国民健康保険税に関する説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○**保険年金課長（中村 真）** それでは、引き続き保険年金課から御説明申し上げます。

前に返っていただきまして、318ページの下の方をごらんいただきたいと存じます。

3款国庫支出金からになります。まず、1項国庫負担金は、収入済み額18億4,999万9,400円で、療養給付費、高額医療費、特定健診に係る国の負担分でございます。

続きまして、320ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、2項国庫補助金は、収入済み額10億7,570万7,000円で、国の制度補助金で、財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済み額5億9,555万5,000円で、支払い基金からの退職者医療分に係る療養給付費について交付されるものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金は、収入済み額35億1,206万6,891円で、国保に加入する前期高齢者の加入者割合に応じ、支払基金から交付されるものでございます。

次に、6款県支出金は、収入済み額6億1,024万6,438円で、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金、特定健康診査等負担金など、各事業の県負担分でございます。

次に、7款共同事業交付金は、収入済み額14億8,045万9,014円で、高額医療費に対し、県単位で国保連合会により調整交付されるものでございます。

次に、8款財産収入は、国民健康保険基金等の利子収入でございます。

続きまして、322ページをお開きいただきたいと存じます。

9款一般会計繰入金は、収入済み額8億8,333万6,592円で、保険基盤安定繰入金等の法定内繰入金のほか、その他繰入金にありますように、財政支援のための繰り入れを2億5,000万円行っております。

次に、同ページの下の方、11款3項雑入は、

収入済み額1,910万9,712円で、2目、3目の第三者納付金は交通事故等に係る受け入れ分で、4目、5目の返納金は、資格喪失後等の受診による療養給付費の返納金でございます。

4目、5目の返納金の収入未済額44万8,165円につきましては、面談や電話で催告を行い、納付の相談をしてきましたが、9件分が未済となっております。

次に、324ページをお開きいただきたいと存じます。

6目雑入は、健康づくり栄養教室の参加者負担金、療養費等一部負担金などを受け入れております。

続きまして、336ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支につきましては、歳入総額122億8,509万3,000円、歳出総額118億5,340万1,000円で、歳入歳出差し引き額4億3,169万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は同額となっております。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

385ページをお開きいただきたいと存じます。

保険年金課関係では、4基金の特定基金で、一番下から2段目の国民健康保険基金と386ページをごらんいただきたいと存じますが、386ページの運用基金で、国民健康保険高額療養資金貸し付け基金がございます。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、392ページをお開きいただきたいと存じます。

国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、平成25年度末基金現在高は、2,595万円となっております。当基金は、高額療養費の支給見込み額が1万円以上で、支払いが困難な国保世帯に対し支給見込み内で無利子の貸し付けを行なうもので、その貸し付け及び償還状況は表のとおり、ともに275件、貸付金額3,292万6,248円となっております。

以上で、平成25年度国民健康保険事業特別会計に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑

願います。

○委員（井上勝博）決算の318ページのところで、差し押さえが306人ということなのですが、この間の差し押さえの件数がどのような推移になってるかは、お示いただけますか。

○収納課長（枇杷 繁）差し押さえの件数について、平成25年度につきましては、先ほど説明がありましたけれども、全部で今差し押さえてるのが306件ですが、平成25年度は、不動産が12件、債権が51件、合計の63件です。平成24年度は、不動産が27件、債権が67件の94件です。平成25年、平成24年は、63件、94件となっております。先ほどの306件というのは、過去の差し押さえ、例えば、不動産の場合、一旦差し押さえますと、公売までするまでは差し押さえ中になっておりますので、過去の差し押さえが継続しているのが306件ということです。昨年は、先ほど申し上げましたが、不動産12の、債権—債権というのは、預貯金とか、給与とか、年金、所得税還付金、それなりの合計になりますけれども、51件の、合計63件を平成25年度には差し押さえたところです。

以上です。

○委員（井上勝博）平成24年度が、不動産が27件、債権が67件の94件という話でした。それで、平成25年度が63件で、差し押さえ件数としては減ってるということですか。

○収納課長（枇杷 繁）平成24年度と平成25年度は、そういうことになります。

○委員（井上勝博）前、車の差し押さえをするということで、広報に、何とかロック、タイヤロックでしたっけ、タイヤロックっていうの写真が載ったんですが。タイヤロックを使用するという事は、これまではどうなんですか。

○収納課長（枇杷 繁）タイヤロックというのは、動産差し押さえ、自動車の差し押さえになります。例えば、不動産の場合は、差し押さえても、差し押さえた方は、そのまま使用できるわけですね。動産の場合も同じように、車の場合、差し押さえても所有者の方は利用できます。ところが、それでは効果が少ないために、タイヤロックということで、車の使用を禁止する処置になります。ただ、先ほど申し上げましたように、平成24年、平成25年度では、車の差し押さえは実施しておりません。

以上です。

**○委員（井上勝博）** いずれにしても、大変厳しい滞納者に対する差し押さえという形でのペナルティと。これは、滞納者については、既に資格証、そして短期証という形で、もうペナルティはついているわけですが。さらに、それに上乗せするというような形で、厳しい方向へ、厳しい方向へというふうな形で、国の政策自体がそういうふうに進めているわけですね。しかし、これは、本当に国保税が高いということについては、本当に実感される方が非常に多いわけで、最高額で言うところ、もう1回の支払いで七、八万、10万という形で、払わなきゃいけないということになっているわけですね。やっぱり高すぎて、支払いが厳しいという方々もかなりいらっしゃるわけですね。だから、確かに、2億5,000万円という一般会計から繰り入れて、保険料や国保税を安くする一定の努力というのは私も認めるところではありますけれども。それにしても、やはり、国保税が高すぎるということについては、これは、全県的な指標を見ても薩摩川内市の場合、非常に高いということで、2億5,000万というのをさらに増額してほしいということを今までもずっと言い続けてきているわけですが。先ほど部長の説明では、国の制度が来年度の、来年ですかね、来年、そういう動きがあるだろうというお話でありましたけれども、この国保税が高いついていうことで、支払いが非常に厳しくなっているということについての部長の認識はどうなんでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 平成24年度のデータで申しわけないんですが、19市一人当たりの国保税と一人当たり医療費をちょっと調べてみたんですが。平成24年度で申しますと、一人当たり医療費は県内19市の中で8位でございまして、一人当たりの医療費です。それに対します一人当たり税額は7位という形になっております。井上委員がおっしゃる部分については、標準的な家庭の中での部分が県内で高いというふうな話でございまして、一人当たりでしてみますと、1位ということではなくて、医療費、一人当たり医療費に相当する部分で、国保税が課税されているというふうな認識を持っているところでございます。

それと、2億5,000万円の上乗せということですが、これにつきましては、私もちょ

っと、この経緯を調べてみたんですが、平成22年度のときの税制改正でやって、そのときに、国保税のアップの部分の半部分を一般会計からの法定外繰り入れで対応するというような状況になって、3年間抑えましょうと。税額を低くしましょうというふうな考え方で提案されているようでございます。ただ、そのときから3年経過して、かつ、決算でも御存じのとおり基金積み立てでもしておることが1点。それと繰越金が本年度で3億を超えるというふうな状況等がございまして。そういうことから考えますと、最初のルール設定の部分が、若干状況が変わってきているのかなというふうな考えておきまして、これについては、今後の検討課題だろうというふうな考えます。上乗せをするということは、それからしますと非常に厳しい状況があると。逆のスタンスがとらないといけないのではないかなと思っております。ただ、本年度、平成26年度2億5,000万とした理由としましては、先ほど若干申しましたが、国のプログラム法の施行に伴いまして、国保が広域化されるということになります。そうした場合に、鹿児島県で一本化されるとなるときに保険税がどのように推移するのか。あるいは、基金の造成をどれほどされるのかという部分が見えない状況があったというふうなことがございまして、平成26年度は2億5,000万を計上させていただいたという部分でございまして。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 今、2億5,000万円を繰り入れている件について、基金もたまり、また繰り越しもふえているということで、これまででいいのかというお話ですが。私は、そういうことならば、逆に、保険税を高く設定しすぎたという、実態としてですね。それは、予測はなかなか困難ではあるけれども、保険税を高くしすぎたということが結果的にそういうふうになっているわけですので、繰り出しをしながら、繰り入れをしながら、同時に基金の取り崩しをして、保険税を低くするという方向に持っていかなければ、この滞納者の解決というのは、非常に困難であるというふうに思うんですね。だから、繰り出さないというのではなくて、繰り入れ、どっちでもいいんですけど、繰り出さないというのではなくて、保険税を低くする。こういう方向で検討するべきじゃないかと思うんですね。どうでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一） 保険税を当初見積もった部分より、逆に保険税が — 一般会計からの法定外の部分については、ルールどおり2分の1と、算定した部分の2分の1で出しておりますが、保険税については — 見込んだ額より逆に少ない額になっております。そのようなこと等から、所得とか、そういう部分が低く、うちどもが見積みもった部分より低かったということで、保険税の部分については、逆に調定額自体が低くなったというような状況があるところでございます。ですから、そういう保険税と繰り出しということを考えるとすれば、保険税が低くなった分、繰り出しの部分も同じように低くしていくべきではないかなという考えを持ってるということでございまして、それを、見込んだ分より多かった部分を、保険税を下げるための財源に使うという部分については、現在のところ、考えてないということでございます。

○委員（井上勝博） やっぱり、国保税というのは、所得が低い地域というのと、高い地域というのと。所得が高いところは、所得割が低くても財源を生み出せると。また、高齢化率という点でも、若い地域であれば、医療費そのものが余りかからないから、国保税が余り上がらないで済むというようなことで。都会から鹿児島県に引っ越されてきて、特に薩摩川内市にも引っ越されてきて、その国保税の高さに非常に驚くというようなことで。同じ国民なのに、そういう所得の低い地域に行ったら、高い国保税を取られるというのは、非常に矛盾する問題なんじゃないかと思うんですよね。これはもう、かなり古いデータでありますけども、東京の三鷹から霧島に引っ越されてきた方が国保税が3倍になって、調べてみたら、結局、三鷹のほうの所得が高い人たちが住んでるということで、霧島に行ったら、所得が少ないもんだから高くなってるという本当に驚くべき現象が起こってるんですよね。そういう国民が住む地域によって、しかも、逆ですよ。貧しい地域に行けば高くなるということについて、この辺については、システムとしてなんですけれども、どういうふうにお考えですか。

○市民福祉部長（春田修一） 御存じのとおり、今の国保運営については、それぞれの市町村が運営をされております。そのようなこと等から、その地域の実情、構成員の問題あるいは年齢の問題、

あるいは疾病の問題と色々な要因が重なって、それぞれ国保税についても違うというような部分でございまして。特に都市部になってしまいますと、若い方々が多いということ。それと自営の方々でも、近郊周辺ということで、都市近郊という形で、農家所得とか申しまして高いというような状況がございまして。そういう非常に全国的に各自治体が保険料を決め込むという部分については問題があるというようなことで、国のほうでも広域的な検討を進めるべきということで、県内であれば、どこに住んでいても同一保険料という形で、今回の法律がなされたというふうを考えております。そのようなこと等で、井上委員がおっしゃることは、十分私どももわかるところでございまして、国としても、そういう形で広域的な形での統一を図るという形で、その格差が小さくなるのではないかなというふうに考えているようでございます。

ただ、本市の場合を見たときに、本県の中のどの位置に占めるかによって、保険料が高くなるのか、低くなるのかという部分もあろうかというふうに考えております。特に本県の場合は、離島を抱えてるといったような状況もございまして、ひょっとしたら、保険税が現状より高くなる可能性というのも否めないのかなということも考えてるところでございます。ですから、広域化することによって、また、メリット、デメリットという部分も考えなければならないというふうに考えておまして、井上委員の質問に対しては、なかなか思ったような回答ができないというところでございます。

○委員（井上勝博） 別に質問ということじゃないんですけども。ただ、今度、国が考えてる内容というのは、いわば、後期高齢者医療制度みたいにしちゃおうということですよ。そうすると、この後期高齢医療の議会というのは、非常に一人一人の市民からすると離れたところになってしまっていて、引き上げとか、そういうものが十分な検討がされないでやられたりという事態がもう既にあるわけで。私は、そういう解決の方向はまずいなというふうに思っておまして。やっぱり、理想的なのは、国がそれなりの地域に対しての補助金を出して、できるだけ負担感を — 住む地域によって違うというやり方は — 調整するというやり方をすべきではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）意見の開陳でありました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論の声がありますので、ただいまより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論を認めます。

○委員（井上勝博）今、議論したわけですが、やはり、滞納、収入未済額が8億を9億近くになっている要因というのが、高すぎる国保税というところに本質があるというふうに思います。この高すぎる国保税をどう引き下げるかということが必要になっていると思いますので、この一般会計からの繰り入れを増額すべきであったということで認定できません。

以上です。

○委員長（江口是彦）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）ほかに討論はありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論を終わります。

採決します。

採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第108号 決算の認定について  
(平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦）次に、議案第108号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）平成25年度薩摩

川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。決算書の375ページをお開きください。

1款2項徴収費は、支出済み額16万5,123円で、保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済み額10億7,379万2,095円で、広域連合への保険料等の納付金で徴収した保険料と低所得世帯に係る保険料軽減分である保険基盤安定部分を支出しております。

19節の負担金補助及び交付金の不用額につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの年度内の事業実績の見込みの指示に基づき予算計上を行っておりますが、出納整理期間中までの実績見込みの負担金として納める金額の最終的な指示額に差額が発生し、不用額として発生したものでございます。しかしながら、決算上、不用額となっておりますが、これは本来、広域連合に対して納める必要があるもので、次年度に繰り越し、連合に報告、調整ととった上で、次年度以降、納付手続をとっていくものでございます。

次に、4款1項1目保険料還付金は支出済み額77万1,800円で、過年度保険料について、所得構成等による保険料の減額分を被保険者へ還付するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして、373ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入済み額6億9,772万6,300円で、被保険者の保険料であり、市で受け入れを行い、広域連合へ納付することとなっております。

また、滞納繰越分では、10万7,000円を不納欠損処分いたしました。時効成立、本人死亡によるものや、納入困難者が主なものでございます。

また、収入未済については、生活困窮や制度への不満等によるものが主なものでございます。

今後も、隣戸訪問や、電話、確約書等による時効中断に取り組むとともに、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率向上を図っていくこととしております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済み額17万8,200円で、保険料に係る督促手数料等

であります、保険料と同様1,800円を不納欠損処分しております。

次に、4款1項一般会計繰入金は、収入済み額3億7,305万3,444円で、低所得者に係る保険料軽減分を公費で補填する保険料基盤安定繰入金でございます。

次に、6款諸収入であります、収入済み額77万2,210円で、納入済みの保険料について、所得構成等により還付が生じた場合など、広域連合から返還される保険料の還付金等でございます。

続きまして、377ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億7,777万9,000円に対しまして、歳出総額10億7,472万9,000円で、歳入歳出差し引き額は、305万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支は増額となっております。

以上で、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）決算のデータには出してないんですが、保険料を納められない人たちの中で、今言われたように、制度に不満がある方が納めていないということなんです。それは、市民から出ている不満というのは、どういう内容になるか、教えていただきたいと思えます。

○保険年金課長（中村 真）グループ長に答弁させます。

○主幹兼高齢者医療グループ長（山元 茂）制度不信というのは、細かな制度の中身についての不信ではなく、後づけ理由で、払いたくない理由を幾つか言われる方がいらっしゃるといのが基本的には多いです。

以上です。

○委員（井上勝博）ただ、御存じだと思うんですけど、後期高齢者医療制度を導入するときに、かなり国民的批判がありまして、そして、これ、政権交代のきっかけにもなった問題なんですよ。だから、後づけというふうにくくりにしていいのかなと。やはり、1回政府が、この後期高齢者を見直すというふうにしたのに、それがされなくて、続けられていると。この制度は、高齢者を年

齢で区切って、一般の国保から切り離して、そして医療費がかかった分、保険料を引き上げていくという、そういう中身になってるので、言葉では、そういう保険料が高いから、年金から天引きするのに不満だからとかいうのはあるかもしれませんが。根本的に、そういう今までの経緯を見たら、そういう国民の怒りがまだ引き続きあるんだというふうに見なくちゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。そうじゃないですかね。

○保険年金課長（中村 真）今、井上委員のほうから御意見がございましたけども、この後期高齢者医療制度について、確かに制度発足から、これまでの経緯がございます。ただ、社会保障制度を見直すということで国民会議が設置をされまして、そういった中でも、この後期高齢者医療制度についても議論があったところでございますが、国民会議の中で出てきた意見というのは、制度的に定着してきたと。委員からもありましたように、民主党政権の時代、この制度を廃止するというような、そういったのもありましたけども、国民会議の中では、この制度が定着してきたと。制度的なものは、内容は、具体的なものは見直していくところはあるのかもしれないけども、定着してきたので、この制度を維持するというような方向で、国民会議の中では、まとめられたというふうに認識しておりますので。我々としましても、今の御意見踏まえながら、この制度が今後どうなっていくかというのは十分見ながら、また、県の広域連合のほうでやりますけども、市町村としても、こういったところが検討課題であるんじゃないかとか、そういったのは意見を述べる場があると思えますので、そういったところで、また市としても意見を述べさせていってもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論を認めます。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度については、それが創立されるときに、国民の大きな反対の盛り上がりがあり、政権交代のきっかけになったものでした。それだけに、一体なぜ、この制度がいまだに存続するのかということについての国民の不満というものは、決して沈静化してものではないというふうに思います。よって、この認定に反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）これで討論を終わります。採決します。

採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で保険年金課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

---

△延 会

○委員長（江口是彦）本日の委員会は、以上をもって延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は以上をもって延会いたします。

次の委員会は、明日30日午前10時に開きます。御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦